

あんしん総合保険制度

ご要望にお応えして、訪問看護事業者様、居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者様へのさまざまなリスクを総合的にカバーする保険制度をご提案いたします

【あんしん総合保険制度5つの安心】

1 賠償責任保険

- ・訪問看護事業者向け
- ・居宅サービス事業者
居宅介護支援事業者向け



2 什(じゅう)器・備品 損害補償



3 業務従事者 傷害保険



就業中のみの傷害危険
補償(事業主・役員・
従業員)特約セット
団体総合生活補償保険

4 業務従事者 感染症見舞金 補償



5 サイバーセキュリティ 保険



加入条件

本保険制度加入には公益財団法人 日本訪問看護財団の会員(社会保険・社会福祉・介護事業を行う団体・個人事業主のみ)であることが条件となります。
この保険は公益財団法人 日本訪問看護財団を保険契約者とし、公益財団法人 日本訪問看護財団の会員を加入者とするステーション賠償責任保険、居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険、サイバーセキュリティ保険、約定履行費用保険、団体総合生活補償保険の団体契約です。

保険期間 (ご契約期間)

平成30年5月1日午後4時から平成31年5月1日の午後4時まで
※新規加入者は平成30年5月1日前0時からとなります。

お申込締切

平成30年4月6日(金)(当財団必着)

お申込方法

加入申込票に必要事項を記入・署名し、当財団あてに送付してください。
加入申込票の送付と同時に保険料を郵便局またはゆうちょ銀行からお振込みください。
保険の責任開始日は5月1日になりますが保険料は4月6日までにお振込みください。
※加入申込票の到着、ならびに保険料の払込みが4月6日に間に合わない場合は、翌月(6月1日)以降の保険始期となりますので、ご注意ください。

加入申込票



保険料



当財団

あんしん総合保険制度で5つの安心

訪問看護事業者様向け



1

たとえば…

ステーション賠償責任保険

▶▶ 4
ページへ

- ・消毒が不完全なカテーテルを使用し、利用者が感染症を併発してしまった
- ・一時的に預かった利用者の携行品を損壊させてしまった

居宅サービス事業者様・居宅介護支援事業者様向け



1

たとえば…

居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険

▶▶ 6
ページへ

- ・手すりの管理不備により、利用者が転倒しケガをした
- ・一時的に預かった利用者の携行品を損壊させてしまった

※介護予防サービス事業・介護予防支援事業を含みます。

共通項目（訪問看護事業者様・居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者様共通）



2

たとえば…

什(じゅう)器・備品損害補償

(財産補償特約・持出財産補償特約セット 介護保険・社会福祉事業者総合保険)

▶▶ 8
ページへ

- ・施設建物内収容の什器であるテレビを破損させてしまった
- ・利用者を宅訪問する際に携行した備品を破損させてしまった



3

たとえば…

業務従事者傷害保険

(就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約セット団体総合生活補償保険)

▶▶ 10
ページへ

- ・ケア中のケガ
- ・訪問先に行く途中で交通事故にあった
- ・訪問先の犬にかみつかった



4

たとえば…

業務従事者感染症見舞金補償

(災害等補償費用保険)

▶▶ 12
ページへ

- ・利用者宅を訪問した際、結核に感染
- ・入浴介助を行い、その後帯状疱疹に感染

(注)本保険は「業務従事者傷害保険」とセットでご加入ください。



5

たとえば…

サイバーセキュリティ保険

(包括職業賠償責任保険、サイバーセキュリティ特約・プロテクト費用補償特約・情報漏えい限定補償特約セット)

▶▶ 14
ページへ

- ・電車の網棚に置いたカバン(CD-R有り)を置き忘れて、カバンごと紛失。後日、社外への漏えいが判明
- ・顧客サービスとして行っていたメールマガジン登録者情報が紛失。後日、社外への漏えいが判明

その他の

- 中途加入について →3ページ
- 保険料計算シート(中途加入の場合を含む)→16、17ページ
- 契約内容変更の場合→18ページ
- 万一事故発生の場合→19ページ

中途加入※について

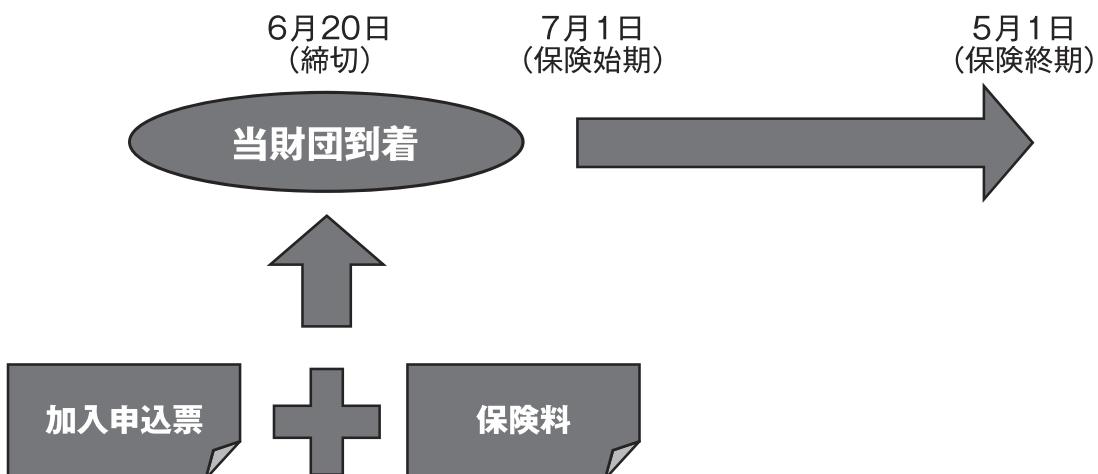
※中途加入とは平成30年6月1日以降の毎月1日を保険始期とするご加入をいいます。

保険のお申込には、下記すべての要件が揃うことが必要です。

毎月20日までに、

- ①加入申込票を当財団へ送付（到着）
- ②郵便局またはゆうちょ銀行から保険料をお振込み
⇒ 翌月1日が保険始期となります。

（例）



- 保険期間（ご契約期間）は毎月1日午前0時～平成31年5月1日午後4時までとなります。
- 保険料は本パンフレット内掲載の保険料計算シート（16、17ページ）にて算出ください。

○ステーション賠償責任保険（賠償責任保険普通保険約款、訪問看護事業者特別約款、各種特約セット）○

特 長

- 訪問看護事業者やその業務事業者が業務*の遂行に伴い、万が一利用者やその家族等の第三者にケガをさせてしまったり、財物を損壊させてしまった場合、その法律上の損害賠償責任を補償します。
- 訪問看護業務を遂行する上で、利用者に対する不当な身体の拘束による自由の侵害・名誉毀損ならびに口頭、文書、図画等の表示行為による名誉毀損・プライバシーの侵害が発生した場合、それによって事業者もしくは役職員が被る法律上の損害賠償責任について補償します。

*訪問看護事業を行う事業者が併設して行う療養通所介護事業・居宅療養管理指導等を含みます。

加入対象者（日本訪問看護財団の団体会員）

訪問看護ステーションとして都道府県知事の指定を受けた、あるいは指定を受ける予定の事業者

被保険者（補償の対象となる方）

訪問看護事業者およびその業務に従事する使用人（ただし医師は除きます。）

対象業務

介護保険法、健康保険法およびその他医療保険各法（労働者災害補償保険法を含みます。）に規定される各種訪問看護事業者が行う業務が対象となります。

保険金をお支払いする場合（事故例）

次のような事故について保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に保険金をお支払いします。

1	2	3	4	5
<p>事業者の業務遂行中の対人事故</p>  <ul style="list-style-type: none">○消毒が不完全なホテルを使用したことにより利用者が感染症を併発してしまった。○入浴介助を行う際に誤って利用者を落としてしまい、ケガを負わせてしまった。	<p>事業者の業務遂行中の対物事故</p>  <ul style="list-style-type: none">○歩行訓練を行う際に誤って利用者宅の高価な花瓶を落とし、壊してしまった。	<p>事業者が預かった利用者の財物に起因する事故（管理財物の補償に関する特約）</p>  <ul style="list-style-type: none">○一時的に預かった利用者の携行品を損壊させてしまった。	<p>人格権の侵害（人格権侵害補償特約）</p>  <ul style="list-style-type: none">○利用者について見知ったことを、うっかり他言したこと、プライバシーの侵害で訴えられた。	<p>初期対応費用（初期対応費用等補償特約）</p>  <ul style="list-style-type: none">○業務中誤って利用者にケガをさせてしまい、お見舞品を購入して持参した。

お支払いする保険金

① 損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

② 損害防止費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用

③ 権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

④ 緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用

⑤ 協力費用

引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

⑥ 争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

保険金をお支払いできない主な場合

〈共通〉

【次の事由によって生じた事故による損害】

- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似に事変、暴動、労働争議または騒擾
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

- 《普通保険約款》
 - 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - 業務中の使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - 他人との約定により加重された損害賠償責任
 - 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - 排水または排気(煙を含みます)に起因する損害賠償責任

《特別約款》

- 所定の資格を有しない者が行った業務に起因する損害賠償責任
- 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 航空機、自動車の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任

《特約》

- 施設の新築、改築、修理、取壊しその他の工事によって生じた損害賠償責任
- 施設外における船もしくは車両(船または車両の原動力が専ら人力である場合を除きます)または動物の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任
- 屋根、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊によって生じた損害賠償責任
- 昇降機の所有、使用もしくは管理について、ご契約者または被保険者が故意または重大な過失による法令に違反したことによって生じた損害賠償責任
- 被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果によって生じた損害賠償責任
- 保険契約者の使用人が医師である場合において、その医師の医療上の行為による身体の障害に起因する損害賠償責任
- 次の人格権侵害
 - ・不実であることを知りながら行われた人格権侵害
 - ・広告宣伝活動、放送活動または出版活動による人格権侵害

など

補償内容と保険料

補 償 内 容	支 払 限 度 額
対 人 賠 償	1名／1事故 1.5億円
対 物 賠 償	1事故 1,000万円(管理受託物含む)
人 格 権 侵 害	1名／1事故／保険期間中 1.5億円
初期対応費用	1事故／保険期間中 500万円
(うち見舞金・見舞品)	1事故ごとに1名 10万円

※免責金額（自己負担額）はありません。

年間保険料

1ステーションあたり

10,500円

※中途加入の場合は16ページをご覧ください。
※什器・備品損害補償セットの場合は8ページをご覧ください。

○ 居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険 ○ (賠償責任保険普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款、各種特約セット)

特 長

- 居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者を取りまくさまざまなりスクを補償します。(※医師による医療行為は対象外です)
介護保険給付対象の居宅サービスおよび介護保険給付対象外の居宅サービス(いわゆる「上乗せサービス」「横だしサービス」)を補償します。
※介護予防事業および介護予防支援事業を含みます。
- 居宅介護支援事業に関する純粋経済損害や、人格権侵害を補償します。
- 上記の他、見舞金費用や預かり品や預かった現金の盗難・紛失による損害も補償します。

加入対象者 (日本訪問看護財団の団体会員)

介護保険制度において指定を受ける居宅介護事業者
(居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者・居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者)
※定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所及び複合型事業所も対象となります。

被保険者 (補償の対象となる方)

- ① 居宅サービス・介護予防サービス・居宅介護支援・介護予防支援を提供する法人・団体
② ①の理事、役員、構成員、従業員 ③ ①・②の指揮・監督下で業務に従事するボランティア
④ ①の指導下で活動する研修生

対象業務

- ① 介護保険給付対象の居宅サービス・介護予防サービス
② ①以外の居宅サービス(上乗せ・横だしサービス)
③ 居宅介護支援事業(ケアプラン作成等)・介護予防支援事業(介護予防ケアプラン作成等)・訪問調査
④ ホームヘルパー研修 等

※医師による医療行為は対象外です。 ※ 訪問看護事業者はステーション賠償責任保険をご加入ください。

保険金をお支払いする場合 (事故例)

次のような事故について保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に保険金をお支払いします。

1	2	3	4	5
事業者の活動遂行中の対人・対物事故  ○散歩中に車椅子の操作を誤り利用者にケガをさせた。  ○手すりの管理不備により、利用者が転倒しケガをした。 ○施設に設備されているエレベーターの管理不備によって、利用者がケガをした。	事業者が所有・使用・管理する施設に起因する対人・対物事故  ○事業活動の結果または飲食等の提供に起因する対人・対物事故  ○配食サービスに起因して食中毒事故が発生した。	事業活動の結果または飲食等の提供に起因する対人・対物事故  ○事業者が預かった他人の財物(現金・貴重品を含みます。)の損壊・紛失・盗難	事業者が預かった他人の財物(現金・貴重品を含みます。)の損壊・紛失・盗難  ○一時的に預かった利用者の携行品を紛失した。(盗難の場合は警察への届出が必要となります。)	ケアマネジャーが行ったケアプラン作成等に起因する純粋経済損害事故(対人・対物事故を伴わない損害事故)  ○ケアプラン作成ミスや申請手続きの延滞によってサービスの開始が遅れた場合等に発生する利用者の経済的損害

この保険には保険料確定特約がセットされています。

- ・ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の売上高(保険料算出の基礎数値)を基に算出した保険料を払込みいただきます。
- ・(注)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- ・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
- ・保険料算出の基礎数値がご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセツトできません。またこの場合においてこの特約をセツトしたときには、確定精算が必要となります。
- ・(注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約には、この特約はセツトできません。
- ・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます。)には、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
- ・中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。

お支払いする保険金

① 損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

② 損害防止費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用

③ 権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

④ 緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急救手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用

⑤ 協力費用

引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

⑥ 争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

保険金をお支払いできない主な場合

《共通》

【次の事由によって生じた事故による損害】

- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似に事変、暴動、労働争議または騒擾
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

- 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 業務中の使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 他人との約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 排水または排気(煙を含みます)に起因する損害賠償責任
- 所定の資格を有しない者が行った業務に起因する損害賠償責任
- 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 保険期間開始以前に発生した原因または事由により生じた損害賠償責任
- 施設の新築、改築、修理、取壊しその他の工事によって生じた損害賠償責任
- 航空機、自動車の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任
- 施設外における船もしくは車両(船または車両の原動力が専ら人力である場合を除きます)または動物の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任
- 屋根、樋、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊によって生じた損害賠償責任
- 昇降機の所有、使用もしくは管理について、ご契約者または被保険者が故意または重大な過失による法令に違反したことによって生じた損害賠償責任
- 被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果によって生じた損害賠償責任
- 保険契約者の使用者が医師である場合において、その医師の医療上の行為による身体の障害に起因する損害賠償責任

《特約》

● 次の人格権侵害

- ・ 不実であることを知りながら行われた人格権侵害
- ・ 広告宣伝活動、放送活動または出版活動による人格権侵害

など

補償内容と保険料

補償内容	支払限度額	免責金額(1事故)
対人賠償・対物賠償 人格権侵害共通	1事故／保険期間中 1億円	なし
経済的損害(居宅介護支援事業のみ)	1事故／保険期間中 1,000万円	5,000円
管理財物	1事故／保険期間中 100万円	なし
(うち現金・貴重品)	1事故 10万円	なし
事故対応費用	1事故／保険期間中 500万円	なし
(うち見舞金・見舞品)	1事故ごとに1名 10万円	なし

保険料計算式	
売上高(万円)	
売上高5,000万円まで	5.0× +1,000
売上高5,000万円超1億円まで	4.8× +2,000
売上高1億円超3億円まで	4.0× +10,000
売上高3億円超5億円まで	3.5× +25,000
保険料	
=	

※保険料計算例

例1)年間売上高 500万円の場合
 $5.0 \times 500(\text{万円}) + 1,000 = 3,500\text{円}$

例2)年間売上高 1億円の場合
 $4.8 \times 10,000(\text{万円}) + 2,000 = 50,000\text{円}$

※実際の売上高は、千円単位を四捨五入した数値をご申告ください。

※売上高とは、居宅サービス業務、居宅介護支援事業等における補償対象業務の総年間売上高。(売上高は千円単位を四捨五入した数値をご記入ください。)

※保険料は1円位を四捨五入して10円単位となります。

※売上高が5億円を超える場合は別途ご連絡ください。

※中途加入の場合は16ページをご覧ください。

什器・備品損害補償

(財産補償特約・持出財産補償特約セット 介護保険・社会福祉事業者総合保険)

特 長

所有または使用している建物内に収容の什器・備品や、建物内から日本国内に一時的に持ち出されている間に、火災、落雷、破裂・爆発や、その他の不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合に、保険金をお支払いいたします。(業務用通貨や業務用預貯金証書等は盗難のみ補償)

注意

当該オプションは居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険にセットしてお引き受けをさせていただきます。(単独でのご契約はできません)

ステーション賠償責任保険に什器・備品損害補償をセットする場合、ステーション賠償責任保険+居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険+財産補償特約・持出財産補償特約セットでの引受となります。



失火やもらい火による火災の損害を補償



落雷による損害を補償



ガスマれによる爆発などの損害を補償



誤って什器を壊した場合などの偶然な事故による損害を補償

保険の対象

被保険者が所有または使用する日本国内に所在する保険証券記載の施設敷地に所在する建物内に収容される(保険証券において、建物を指定した場合はその建物内に収容される)設備・什(じゅう)器等とします(火災保険における「明記物件」はありません。)

ただし、次に掲げる物は、保険の対象に含みません。

- ・組立・据付中の機械、機械設備または装置
- ・工事用仮設物、建築用仮工事の対象物
- ・海上に所在する建物に収容される動産ならびに設備・装置
- ・船舶、航空機および自動車ならびにこれらに定着(ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。)または装備されている付属品(船舶、航空機および自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている物、法令に従い備えつけられている物またはこれらの中でのみ使用することを目的として固定されている電子式航法装置もしくは自動車のETC車載器等をいいます。)
- ・電車、機関車、客車、貨車等
- ・通貨、小切手、電子マネー(決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。)、株券、手形、その他の有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等(鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。)その他これらに類する物
- (注) ただし、業務用の通貨、預貯金証書、印紙、切手または小切手に、盗難による損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。

保険金をお支払いする場合(主なもの)

①損害保険金

次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について発生した損害に対して、損害保険金を支払います。

- (ア) 火災、落雷または破裂もしくは爆発
- (イ) 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災(洪水、高潮等を除きます)、雹災または豪雪、雪崩等による雪災(融雪洪水を除きます)(損害の額が20万円以上となった場合に限ります。なお、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象すべてについて、一括して行います。)
- (ウ) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵(じん)、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは上記(イ)もしくは下記(キ)に掲げる事故によって発生した損害を除きます。
- (エ) 給排水施設(スプリンクラー設備・装置を含みます。)の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の者が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれ。ただし、上記(イ)もしくは下記(キ)の事故によって発生した損害は含まれません。
- (オ) 騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- (カ) 盗難によって保険の対象について発生した盗取、損傷または汚損の損害
- (キ) 水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮、土砂崩れ等をいいます。以下同様とします。)によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合
- ①保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が発生した場合
- ①保険の対象を収容する建物が、床上浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。以下同様とします。)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象にそれぞれの再調達価額の15%以上30%未満の損害が発生した場合
- ②上記①および①に該当しない場合において、保険の対象を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生したとき
- (ケ) 上記(ア)から(キ)までの事故のほか、不測かつ突発的な事故(上記(ア)から(キ)までの事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。)によって保険の対象について発生した損害。ただし、凍結によって専用水道管について発生

- した損害を除きます。
- (ヶ) 保険証券記載の施設敷地に所在する建物内における業務用の通貨、預貯金証書、切手、印紙または小切手の盗難による損害。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の②および①に掲げる事実がすべてあったことを、小切手の盗難による損害については、次の②および①に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。
- ①保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
- ②盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。
- ③保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに事故小切手の振出し人に対して事故発生の通知をし、かつ、事故小切手の支払の停止を依頼すること。
- ④事故小切手の取得につき善意であり、かつ、重大な過失のない所持人が現れたこと。

など

保険金を支払わない場合（主なもの）

- (ア) 次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。
- ・保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ・被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額についてはこの規定を適用しません。
 - ・風、雨、雪、雹（ひょう）もしくは砂塵（じん）の吹込み（窓・戸等建物の開口部から入り込むことをいいます。）またはこれらのものの漏入（屋根・壁等建物の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。）ただし、建物またはその開口部が前記「保険金をお支払いする場合」の①に掲げる事故によって直接破損したために発生した損害を除きます。
 - ・保険契約者または被保険者が所有（所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、所有者権留保条項付売買契約とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。）または運転（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関による運転を含みます。）する車両またはその積載物の衝突または接触
 - ・被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為、破壊行為
 - ・保険の対象が建物の外にある間に発生した事故による損害
 - ・上記「保険金をお支払いする場合」の①の（ア）から（オ）まで、（キ）もしくは（ク）または地震火災費用保険金を支払う場合の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- (イ) 次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。この場合の損害には、次のいずれかに該当する事由によって発生した上記「保険金をお支払いする場合」の①の事故が延焼または拡大して発生した損害、および発生原因がいかなる場合でも上記「保険金をお支払いする場合」の①の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して発生した損害を含みます。
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、地震火災費用保険金については、この規定を適用しません。
 - ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ・上記「核燃料物質～」以外の放射線照射または放射能汚染

など

構造級別の判定について

「構造級別」は、建物の柱や工法、法律上の耐火性能で判定します。

右記のいずれかの建物に該当しますか？

●コンクリート造 ●れんが造 ●コンクリートブロック造
●石造 ●耐火建築物△ ●耐火被覆鉄骨造

はい

いいえ

マンションなどの共同住宅（同じ建物内に2戸以上の戸室がある建物）に該当しますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

耐火（M級）

耐火（1級）

耐火（2級）

非耐火（3級 木造等の非耐火住宅）

以下のいずれかに該当しますか？

●鉄骨造建物（耐火被覆されていない） ●準耐火建築物△ ●省令準耐火建築物△

（注）耐火構造建築物は耐火建築物に、特定避難時間倒壊等防止建築物は準耐火建築物に含まれます。

保険金額と保険料

口数(※1)	保険金額(新価)(※2)	免責金額	年間保険料	
			耐火	非耐火
1口	500万円	1万円(※3)	19,800円	49,400円
2口	1,000万円		30,400円	75,800円

※1 保険料は口数に比例しません。

※2 保険金額は、建物内の什器・備品一式の新価（再調達価額）を基準に設定をお願いいたします。保険金額が新価（再調達価額）に満たない場合は、比例払いとなりますのでご注意ください。

※3 不測かつ突發的な事故による損害のみ適用。

○業務従事者傷害保険(就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約セット 団体総合生活補償保険)○

特 長

- 業務従事者が職務に従事中(通勤途上を含みます。)、急激かつ偶然な外来の事故が原因でケガをした場合に、保険金をお支払いします。
※保険金は、ケガをした方ご本人に直接お支払いします。
ただし、傷害死亡保険金は特に指定のない限り、法定相続人にお支払いします。
- ※就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約をセットしているため住居と職場を同じくする方または就業中か否かの区別が明らかでない職種の方についてはご加入いただけません。
- 業務従事者の災害補償制度としてご利用いただけます。
※傷害保険金は、業務従事中(通勤途上を含みます。)の事故によるケガのみが保険金お支払いの対象となります。

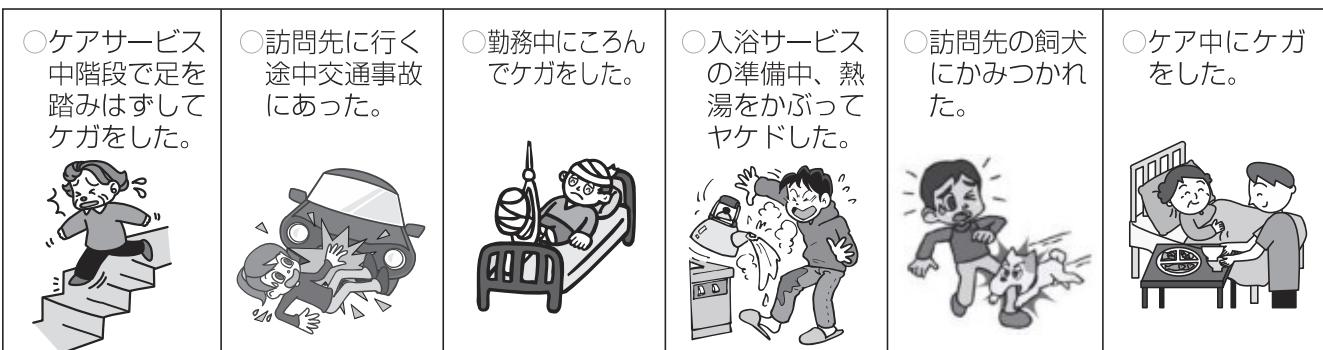
被保険者

事業所に所属する役員、管理者、常勤従業者、非常勤従業者(パートタイマー)を対象とします。

- 役職者毎、常勤、非常勤毎に異なる口数で契約いただくことができます。
- この契約は、事業所において名簿を備え付けていることを条件に、申込時に補償の対象となる方の記名を省略します。
- 一日あたりの最高稼働人数(出勤者が最も多い日の延人数)での契約となります。最高稼働人数が変更になった場合には、取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡いただき、追加保険料を払込みいただきます。ご連絡のない場合や追加保険料の払込みを怠った場合は支払保険金が削減されることがありますのでご注意ください。

保険金をお支払いする場合(事故例)

業務従事中(通勤途上を含みます。)の偶然な事故によるさまざまなケガが対象になります。(病気は対象になりません)



お支払いする保険金のご説明(団体総合生活補償保険)

団体総合生活補償保険の普通保険約款の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

1. 被保険者〈補償の対象となる方〉が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害(「ケガ」といいます)に対して保険金をお支払いします。
※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
2. 被保険者は保険証券に記載されたご本人となります。
(注)「就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」がセットされた場合、職業または職務従事中(通勤途上を含みます)に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
(注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

業務従事者傷害保険に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談／税務のご相談)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。

※保険金請求にかかる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的判断所見のないもの※2 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自觉症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりそのまま見出せないものとします。 ※3 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車を用いて道路上で競技等(※2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間 ②被保険者が山岳登山(※1)、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます。職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故など ※4 通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※5 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4% ~ 100%) ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。 ※入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非創開的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1)手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りませんので、対象となる手術、医療機器および適応症は限定されます。 (※2)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患者または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象となります。 ※入院中では、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※1事故につき、1回の手術に限ります。 なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。	(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的判断所見のないもの※2 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自觉症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりそのまま見出せないものとします。 ※3 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車を用いて道路上で競技等(※2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間 ②被保険者が山岳登山(※1)、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます。職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故など ※4 通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※5 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するため、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院(往診を含みます)した場合 ※治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき90日が限度となります。 ※通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するため、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いるべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的判断所見のないもの※2 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自觉症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりそのまま見出せないものとします。 ※3 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車を用いて道路上で競技等(※2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間 ②被保険者が山岳登山(※1)、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます。職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故など ※4 通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※5 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するため、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。

保険金額（ご契約金額）と保険料

業務従事中の偶然な事故によるケガが対象となります。

（就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約セット）（職種別：A）（傷害入院保険金支払対象期間（支払限度日数）180日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日、免責期間0日（入通院））

1名につき	1口	2口	3口	4口	5口
傷害死亡・後遺障害保険金額	316.6万円	633.2万円	949.8万円	1266.4万円	1583.0万円
傷害入院保険金日額	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍				
傷害通院保険金日額	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円
年間保険料（一時払）	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円

●最大5口までご加入いただけます。

〈業務従事者傷害保険〉	保険料計算式
1名(1口)あたりの一時払保険料	1日の最高稼働人数(延人数)
□ 数	保険料
3,000円 × □ 口 × □ 名 = □	

(注)「最高稼働人数」とは1年間を通じて出勤者がもっとも多い日の人数をいいます。

*中途加入の場合は17ページをご覧ください。

- 上記保険料には団体割引25%(被保険者数5,000名以上10,000名未満)、損害率による割引30%を適用して算出しております。
- 保険期間開始時に被保険者(補償の対象となる方)の年令が満15才未満の場合には、本プランにはご加入いただけません。
- 業務従事者傷害保険には「準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約」がセットされていますので、常に被保険者(補償の対象となる方)全員の名簿の備付けをお願いします。名簿に記載がない方については保険金お支払いの対象外となります。人数の増員、減員の場合は、ご連絡ください。追加保険料の払込みがない場合、支払保険金が削減される場合があります。
- 保険料は被保険者(補償の対象となる方)の職種別にによって異なります。上記保険料は職種別Aの保険料です。職種別Bの保険料やご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

職種別A……会社事務員、医師など職種別B以外のご職業および主婦・学生・無職者など

職種別B……農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者

- ※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払い出来ない場合がありますのでご注意ください。
- 加入申込票記載事項(職種・他保険加入状況等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

○ 業務従事者感染症見舞金補償（災害等補償費用保険）○

特 長

業務従事者への災害補償制度をより充実させるための保険です。

事業者が業務従事者を対象とした「感染症補償規定」を定めることにより、それに従って業務従事者に見舞金を支払ったとき、事業者に対して保険金をお支払します。

加入条件

- ①本保険は必ず「業務従事者傷害保険」(P 10~11)とセットでご加入ください。本保険のみのご加入は出来ません。
- ②本保険は『補償規定確認書』に準じた「感染症補償規定」を事業者様に備え付けていただくことが要件となります。
※別紙『補償規定確認書』を必ずご提出いただきます。(継続・新規とも)

保険金をお支払いする場合（事故例）

業務従事者（被補償者）が、業務の遂行に起因して下記『対象となる感染症』に掲げる感染症に感染し、死亡または入通院したとき（皮膚感染症等一部の感染症は入院したとき）。

【事故例】

- (1) 従業員等の被補償者が発症し、その直接の結果として、感染症発症日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- (2) 従業員等の被補償者が感染症を発症し、その直接の結果として、平常の生活ができない状態になり、かつ入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念することをいう）した場合
- (3) 従業員等の被補償者が感染症を発症し、その直接の結果として、平常の生活ができない状態になり、かつ、入院によらずに通院で医師の治療を受けた場合

対象となる感染症

- ①感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症もしくは指定感染症

※主なもの

SARS、ウィルス性肝炎、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、アメーバ赤痢、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、クリプトスピリジウム病、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髓膜炎菌性髓膜炎、先天性風疹症候群、炭疸、ツツガムシ病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、乳児ボツリヌス症、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発疹チフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症、ウエストナイル熱、風疹、水痘 等

- ②結核

- ③次の皮膚感染症

疥癬、カンジダ症、白癬症、帯状疱疹、単純ヘルペス、紅色陰癬等、皮膚および粘膜病変を特徴とするウイルス感染症

※上記の感染症のうち①の五類感染症、新型インフルエンザ等感染症もしくは指定感染症または②の皮膚感染症（皮膚感染症等）というは通院の場合は対象外とします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ① 業務従事者の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為（ケンカ）
- ② 業務従事者の麻薬、あへん、大麻、シンナー等の使用
- ③ 補償規定に基づかない感染症

など

補償内容（1名あたり）と保険料

皮膚感染症等以外	皮膚感染症等	保険金額
死 亡	死 亡	100万円
入院 31日以上	入院 31日以上	一時金 10万円
入院 15～30日	入院 15～30日	一時金 5万円
入院 8～14日	入院 8～14日	一時金 3万円
入院 4～7 日	入院 4～7 日	一時金 2万円
入院 3 日以内	入院 3 日以内	一時金 1万円

保険料計算式

$$\text{年間保険料} = \text{業務従事者数} \times 840\text{円}$$

(注) 「業務従事者数」とは保険加入時、事業所に所属する保険対象職員(非常勤含む)の総人数。

※「業務従事者傷害保険」と人数の捉え方が異なりますのでご注意ください。

※当保険は必ず「業務従事者傷害保険」とセットでご加入ください。

当保険のみのご加入はできませんのでご注意ください。

※中途加入の場合は17ページをご覧ください。

サイバーセキュリティ保険

○(包括職業賠償責任保険、サイバーセキュリティ特約・プロジェクト費用補償特約・情報漏えい限定補償特約セット)○

昨年度の『情報漏えい賠償責任保険』を『サイバーセキュリティ保険』と名称変更いたしました。補償内容には変更ございません。

特長

●第三者への損害賠償に関する補償

偶然の事由により情報を漏えいしたことに起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者(法人)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

●費用損害に関する補償(プロジェクト費用補償特約)

情報が漏えいし、事故解決のために自ら支出した次の費用に関するも保険金をお支払いします。

見舞金・見舞品購入費用、原因調査費用、社告・会見費用、謝罪文郵送費用等

- ・個人情報だけでなく、取引先の法人情報の漏えいも保険の対象です。(貴社従業員の個人情報も含みます。)
- ・不正アクセスやウイルス感染はもちろん、従業員の故意や業務委託先が起こした情報漏えいで、貴社が法的責任を負う場合も保険の対象です。
- ・紙資料の漏えいも保険の対象です。

●情報漏えいのおそれ補償(サイバーセキュリティ特約)

・顧客情報が入ったカバンを紛失した。顧客情報が漏えいしたかどうかは不明

・個人情報を格納しているデータベースに不正アクセスがあった。個人情報を閲覧されたかどうかは不明

加入対象者 (日本訪問看護財団の団体会員)

法人単位でのご加入となります。

※一部施設ならびに一部の事業のみのご加入はできません。法人一括でのご加入とします。

被保険者 (補償の対象となる方)

加入法人および役員等

保険金をお支払いする場合 (事故例)

このような漏えい事故も増えています！

① 営業車が車上狙いに遭遇、車内のパソコンが盗まれた！ ← 窃盗犯から金銭を要求される連絡があり漏えいが判明

② 電車の網棚に置いたカバン(CD-R有り)を置き忘れて、カバンごと紛失！ ← 後日、社外への漏えいが判明

→ パソコン内のハードディスクやCD-Rに記録された情報が漏えいします！

(注) パソコンやカバンそのものは保険の対象外です。

このような漏えい事故が起きています！

③ ホームページを使ってニーズ調査を行った際に、その回答者情報が流出

④ 顧客サービスとして行っていたメールマガジン登録者情報が流出

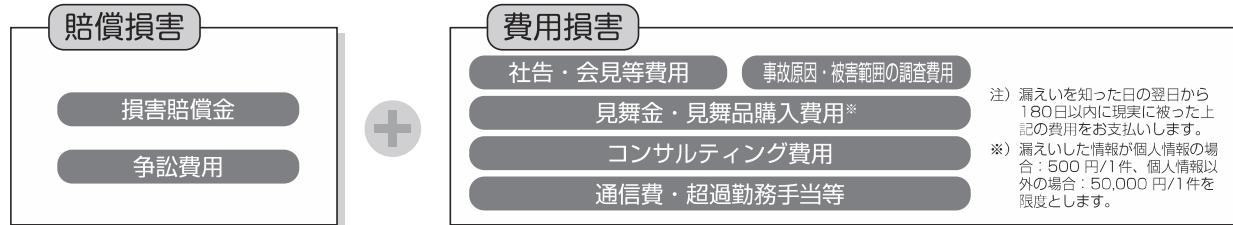
⑤ 内申書をもとにした受験生の調査書が流出

⑥ カード会員の登録情報が流出

⑦ 通信販売の利用者情報が流出



お支払いする保険金



保険金をお支払いできない主な場合

<共通>

- 次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません(次のいずれかの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用されます)。
 - 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求
 - 身体の障害に起因する損害賠償請求
 - 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難に対する損害賠償請求
- など
- 次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません(次のいずれかの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り適用されます)。
 - 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
 - 業務の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
 - 被保険者が得たまたは請求した報酬についての損害賠償請求
- など

<賠償責任>

- 次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません(次のいずれかの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用されます)。
 - 被保険者の故意に起因する損害賠償請求
 - 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成、意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為に起因する損害賠償請求
 - 株主代表訴訟による損害賠償請求
 - 風評被害に関する損害賠償請求
 - 偽りまたは不正な手段によって取得した情報に起因する損害賠償請求
- など
- 次のいずれかに該当する費用に対しては、保険金をお支払いできません。
 - 業務の履行の追完または再履行のために要する費用
 - 業務の結果の回収、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用
- など

補償内容と保険料

賠償損害支払限度額	1請求／保険期間中	1,000万円
費用損害支払限度額	1請求／保険期間中	100万円

*免責金額はありません。

*当保険内容以上の補償をご希望される場合は別途ご照会ください。

この保険には保険料確定特約がセットされています。

- ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の売上高(保険料算出の基礎数値)を基に算出した保険料を払込みいただきます。
- (注)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険料算出の基礎数値がご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。またこの場合においてこの特約をセットしたときには、確定精算が必要となります。

- (注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約には、この特約はセットできません。
- ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます。)には、普通保険料・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
- 中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。

*保険料計算例

例1)年間売上高 5,000万円の場合 例2)年間売上高 3億円の場合 例3)年間売上高 10億円の場合

$$2.0 \times 5,000(\text{万円}) = 10,000\text{円}$$

$$1.3 \times 30,000(\text{万円}) + 10,000 = 49,000\text{円}$$

$$0.7 \times 100,000(\text{万円}) + 35,000 = 105,000\text{円}$$

*実際の売上高は、千円単位を四捨五入した数値をご申告ください。

保険料計算式

$$\begin{aligned} &\text{売上高2億円まで} \\ &2.0 \times \boxed{\quad} \\ &\text{売上高2億円超5億円まで} \\ &1.3 \times \boxed{\quad} + 10,000 \\ &\text{売上高5億円超10億円まで} \\ &0.7 \times \boxed{\quad} + 35,000 \\ &\text{売上高10億円超30億円まで} \\ &0.4 \times \boxed{\quad} + 65,000 \\ &\text{売上高30億円超50億円まで} \\ &0.3 \times \boxed{\quad} + 95,000 \end{aligned}$$

保険料

$$= \boxed{\quad}$$

*売上高とはご加入頂きます法人様の年間の売上高全体となります。(複数の事業を行っている法人様については、全事業の売上高全体となります。)(売上高は千円単位を四捨五入した数値をご記入ください。)

*保険料は1円単位を四捨五入して10円単位となります。

*売上高が50億円を超える法人様は別途ご照会ください。

*中途加入の場合は17ページをご覧ください。

保険料計算シート

加入月数早見表 補償開始日～平成31年5月1日までが保険期間となります。

補償開始日	H30 5/1～	6/1～	7/1～	8/1～	9/1～	10/1～	11/1～	12/1～	H31 1/1～	2/1～	3/1～	4/1～
加入月数	12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月

ステーション賠償責任保険

保険料表①(1ステーションあたり)

補償開始日	H30 5/1～	6/1～	7/1～	8/1～	9/1～	10/1～	11/1～	12/1～	H31 1/1～	2/1～	3/1～	4/1～
保険料	10,500円	9,630円	8,750円	7,880円	7,000円	6,130円	5,250円	4,380円	3,500円	2,630円	1,750円	880円

居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険

年間売上高(万円)

売上高5,000万円まで $(5.0 \times \boxed{} + 1,000)$

売上高5,000万円超1億円まで $(4.8 \times \boxed{} + 2,000)$

売上高1億円超3億円まで $(4.0 \times \boxed{} + 10,000)$

売上高3億円超5億円まで $(3.5 \times \boxed{} + 25,000)$

保険料②(1円位を四捨五入して10円単位)

$= \boxed{}$

※売上高とは、居宅サービス業務、居宅介護支援事業等における総年間売上高。中途加入の場合は補償開始日から満期日までの見込み売上高。

※売上高が5億円を超える場合は別途ご連絡ください。

※中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。

什(じゅう)器・備品損害補償

保険料表③(1ステーションあたり)

保険金額	構造	H30 5/1～	6/1～	7/1～	8/1～	9/1～	10/1～	11/1～	12/1～	H31 1/1～	2/1～	3/1～	4/1～
500万円 (1口)	耐火	19,800円	18,150円	16,500円	14,850円	13,200円	11,550円	9,900円	8,250円	6,600円	4,950円	3,300円	1,650円
	非耐火	49,400円	45,280円	41,170円	37,050円	32,930円	28,820円	24,700円	20,580円	16,470円	12,350円	8,230円	4,120円
1,000万円 (2口)	耐火	30,400円	27,870円	25,330円	22,800円	20,270円	17,730円	15,200円	12,670円	10,130円	7,600円	5,070円	2,530円
	非耐火	75,800円	69,480円	63,170円	56,850円	50,530円	44,220円	37,900円	31,580円	25,270円	18,950円	12,630円	6,320円

※保険料は口数に比例しません。

業務従事者傷害保険

保険料計算式

〈業務従事者傷害保険〉

1名(1口)あたりの
一時払保険料

□ 数

1日の最高稼働人数(延人数)

保険料④

3,000円

× [] □ × []

名 = []

(注)「最高稼働人数」とは1年間を通じて出勤者がもっと多い日の人数をいいます。

保険料表(一時払)

補償開始日	H30 5/1～	6/1～	7/1～	8/1～	9/1～	10/1～	11/1～	12/1～	H31 1/1～	2/1～	3/1～	4/1～
1口あたりの保険料	3,000円	2,750円	2,500円	2,250円	2,000円	1,740円	1,510円	1,260円	1,000円	750円	510円	250円
2口あたりの保険料	6,000円	5,500円	5,000円	4,510円	4,000円	3,510円	3,000円	2,500円	2,000円	1,510円	1,000円	510円
3口あたりの保険料	9,000円	8,250円	7,510円	6,750円	6,000円	5,250円	4,510円	3,750円	3,000円	2,250円	1,510円	750円
4口あたりの保険料	12,000円	11,000円	10,000円	9,000円	8,000円	7,000円	6,000円	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円
5口あたりの保険料	15,000円	13,740円	12,510円	11,250円	10,000円	8,750円	7,510円	6,250円	5,000円	3,750円	2,500円	1,260円

業務従事者感染症見舞金補償

補償開始日	H30 5/1～	6/1～	7/1～	8/1～	9/1～	10/1～	11/1～	12/1～	H31 1/1～	2/1～	3/1～	4/1～
加入月数	12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月

1名あたりの保険料

業務従事者数

加入月数

保険料⑤

840円

× [] 名

×

[]

／ 12

= []

(注)「業務従事者数」とは保険加入時、事業所に所属する保険対象職員(非常勤含む)の総人数。

(注)業務事業者傷害保険とは人数の捉え方が違いますので、ご注意ください。

法人単位でのご加入

サイバーセキュリティ保険

売上高2億円まで 売上高(万円)	2.0 × []	売上高10億円超30億円まで 売上高(万円)	0.4 × [] + 65,000
売上高2億円超5億円まで 売上高(万円)	1.3 × [] + 10,000	売上高30億円超50億円まで 売上高(万円)	0.3 × [] + 95,000
売上高5億円超10億円まで 売上高(万円)	0.7 × [] + 35,000		
			保険料⑥(1円位を四捨五入して10円単位) = []

※売上高とはご加入頂きます法人様の年間の売上高全体となります。(複数の事業を行っている法人様については、全事業の売上高全体となります。)

中途加入の場合、補償開始日から満期日までの見込み売上高となります。

※売上高が50億円を超える法人様は別途ご照会ください。

※中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。

合計保険料 ①+②+③+④+⑤+⑥

[]

(保険料計算例) 加入対象者6名加入の補償開始日から満期日までの見込み売上高1億円のステーションが6月1日に
中途加入した場合

ステーション賠償責任保険 9,630円

業務従事者傷害保険 2,750円 × 2口 × 6名 = 33,000円

什(じゅう)器・備品損害補償保険 18,150円

感染症見舞金補償 840円 × 6名 × 11 / 12 = 4,620円

サイバーセキュリティ保険 2.0 × 10,000(万円) = 20,000円

合計保険料 85,400円

あんしん総合保険制度契約内容変更通知書

変更日

平成 年 月 日

現 契 約

加入者コード

保険期間
(ご契約期間) 平成 年 月 1日～平成31年5月1日

加入者名 _____ 印 _____

加入者住所 _____

ご担当者名 _____ TEL _____

変更内 容

変更する項目のみご記入ください。

〈1.ステーション賠償責任保険〉

ステーション数 カ所 (増加・減少) → 契約内容変更保険料 円 (追加・返還)

〈2.居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険〉

売上高 万円 (追加加入・削除) → 契約内容変更保険料 円 (追加・返還)

〈3.什(じゅう)器・備品損害補償保険〉

ステーション数 1口 カ所 (増加・減少) → 契約内容変更保険料 円 (追加・返還)

ステーション数 2口 カ所 (増加・減少) → 契約内容変更保険料 円 (追加・返還)

〈4.業務従事者傷害保険〉

最高稼働人数 名 口 (増加・減少) → 契約内容変更保険料 円 (追加・返還)

〈5.感染症見舞金補償〉

業務従事者数 名 (増加・減少) → 契約内容変更保険料 円 (追加・返還)

〈6.サイバーセキュリティ保険〉

売上高 万円 (追加加入・削除) → 契約内容変更保険料 円 (追加・返還)

〈7.その他の変更〉

変更事由 → _____

変更内容 → _____

保険料追加時 お振込み口座	ゆうちょ銀行 019店 当座 0701745 公益財団法人日本訪問看護財団										
	金融 機関名	<input type="radio"/> 銀行 <input type="radio"/> 信組 <input type="radio"/> 信金 <input type="radio"/> 信託					支 店 出張所	普通			
保険料返還時 振込み希望口座	ゆうちょ銀行	9	9	0	0	記号	1	0	番号	右づめ	
	名義人	(カナ) 様名義									

*追加・返還保険料につきましては、P16・17の保険料計算シートをご参照ください。

*当該通知書に記載しきれない場合は別添資料と一緒に郵送お願いします。

用紙はコピーしてご使用ください。

送付先 公益財団法人日本訪問看護財団 御中
FAX03-5778-7009

平成 年 月 日

あんしん総合保険事故状況報告書（種目共通）

加入者コード

事業者名

住 所

T E L

事故担当者名

T E L

F A X

事 故 日	平成 年 月 日 午前 · 午後 時 分頃
事 故 場 所 (住 所)	住所： TEL：
受 傷 者 名 (傷害保険の場合)	
破 損 財 物 (什器保険の場合)	
対 人 賠 償 (賠償保険の場合)	
対 物 賠 償 (賠償保険の場合)	
事 故 状 況	事故の内容(①誰が、②何をして、③どんな原因で、④どうなったかを詳しくご記入ください。)

<事故発生時のお手続き>

- ・事故が発生した場合は、ただちに引受保険会社または取扱代理店にご連絡ください。
ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。また、傷害に関わる事故が発生した場合には、30日以内にご連絡ください。
- ・ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いた保険金をお支払いすることができます。
- ・賠償事故の示談交渉は必ず保険会社とご相談いただきながらおおすすめください。
- ・この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。
賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。
あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。
- ・万一、ご加入者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するようにご相談に応じさせていただきます。

*上記の内容に相違ないことを確認の上、この事故状況報告書を提出します。また加入勧奨時に通知・配布された説明資料(重要事項のご説明および個人情報の取扱い等含む)を確認の上、本報告書に関わる個人情報の取扱いにつき同意します。

あんしん総合保険制度の実施要領

保険契約者

公益財団法人 日本訪問看護財団

保険期間 (ご契約期間)

平成30年5月1日午後4時～平成31年5月1日午後4時まで
※新規加入者は平成30年5月1日前0時からとなります。

お申込締切日

平成30年4月6日(金)必着

お申込方法

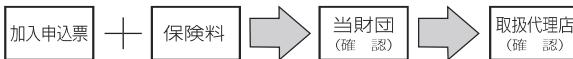
加入申込票に必要事項を記入・署名し、返信用封筒にて当財団あてに送付してください。
ご提出の際は最終ページ“お客様控”をお取りください。
「業務従事者感染症見舞金補償(約定履行費用保険)」にご加入の場合は、別紙の
補償規定確認書もあわせて必ずご提出ください。

中途加入

○中途加入は隨時受け付けいたします。この場合、毎月20日までに加入申込票を送付の上、郵便局またはゆうちょ銀行から保険料を振込みいただいたものについて、翌月1日より補償開始となります。
○保険期間(ご契約期間)は毎月1日前0時～平成31年5月1日午後4時となります。
○中途加入の場合の保険料は本パンフレット内掲載の保険料計算シートにて算出ください。

保険料の払込方法

加入申込票送付と同時に、保険料を郵便局またはゆうちょ銀行からお振みください。(同封の振込用紙をご利用ください)
加入申込票と保険料の両方の到着が取扱代理店にて確認されることにより、補償は有効になります。(保険料の確認は振込手続後5～10日程度かかります)



加入者証

ご加入の証として、後日(補償開始日より2か月後)加入者証をお送りいたします。
到着までの控えとして郵便局またはゆうちょ銀行で発行された受領証および加入申込票の写しを保管してください。

加入内容変更

○ご加入内容が変更となる場合には、必ず事前に本パンフレット記載の取扱代理店宛にご連絡いただくか、18ページの「あんしん総合保険制度契約内容変更通知書」に必要事項をご記入のうえ、公益財団法人日本訪問看護財団宛にご郵送ください。

特に以下に掲げる変更についてご通知がない場合、変更後の事故については保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- ①職業・職務の変更
- ②住所の変更
- ③業務従事者傷害保険人数の変更

など

■通知事項(ご契約後にご連絡いただく事項)

- ステーション賠償責任保険、居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険、サイバーセキュリティ保険については、保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。

(1)次の通知事項が発生するときは、あらかじめ取扱代理店または引受保険会社

までご連絡ください。

通知事項

- ①施設の名称・所在地、仕事・業務を変更する場合
- ②対象となる施設が増える場合
- ③新しい仕事・業務を開始する場合
- ④上記のほか、特約において取扱代理店または引受保険会社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合あらかじめご連絡がない場合は、保険期間の途中であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。(注)ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生しきつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。
- (2)その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なくご連絡ください。
 - ①譲渡・売却などにより事業・施設等の名義を変更した場合
 - ②住所または連絡先を変更した場合
- (3)前記(1)、(2)に該当しない場合でも、申込書記載事項に変更が発生した場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

事故発生時のお手続き

事故が起こった場合には、ただちに19ページの「あんしん総合保険事故状況報告書(種目共通)」に必要事項をご記入のうえ、公益財団法人日本訪問看護財団宛にFAXしてください。

また、傷害に関する事故が発生した場合には、30日以内にご連絡ください。
ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

個人情報対応について

〈公益財団法人日本訪問看護財団と引受保険会社からのお知らせ〉
本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱について】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することができます。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することができます。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されます。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険㈱のホームページ(<http://www.aloinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

損害保険契約者保護機構について

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

※各保険の「普通保険約款・特約集」または「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、および保険証券は保険契約者(公益財団法人 日本訪問看護財団)に交付されます。

このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明・契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。

また、詳しくは「普通保険約款・特約集」または「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社にまでご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

※他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入いただけなかった場合は、ご契約を解除することができますのでご注意ください。

ご注意いただきたい事項

- 他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
- 補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
- 補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- ※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関する被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

加入申込票の送付、ご照会は

公益財団法人 日本訪問看護財団

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル5階

TEL : 03-5778-7002 FAX : 03-5778-7009

【受付時間】平日：9:00～17:30

(取扱代理店)

株式会社 日本看護協会出版会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2

日本看護協会ビル4階

TEL : 03-5778-5969 FAX : 03-5778-5787

【受付時間】平日：9:30～17:30

(引受保険会社)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19

公務部営業第一課

TEL : 03-6734-9611 FAX : 03-6734-9612

【受付時間】平日：9:00～17:00

<事故の際の保険会社窓口>

東京企業火災新種第二サービスセンター

TEL : 03-5202-6528 FAX : 03-5202-6534

Memo

Memo

Memo



© 日本訪問看護財団

公益財団法人 **日本訪問看護財団**
Japan Visiting Nursing Foundation

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル5階

TEL 03-5778-7001 (代表) FAX 03-5778-7009

<http://www.jvnf.or.jp/>

(2017年12月承認) A17-103763

「あんしん総合保険制度」振込口座のご案内

【1. 郵便局の口座振替の場合】

口座番号 00180-1-701745

加入者名 公益財団法人 日本訪問看護財団

【2. 銀行振込の場合】

ゆうちょ銀行(9900) 019店(019)

当座預金 NO. 0701745

口座名義 公益財団法人 日本訪問看護財団

※お願い お振込の際の手数料はお客様ご負担でお願いいたします。

《問合せ先》 公益財団法人 日本訪問看護財団 総務部 担当：沢登

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 日本看護協会ビル 5 階 TEL : 03-5778-7001 (代)

「あんしん総合保険制度」お申し込みチェックシート

1. 提出書類は全て揃いましたか？

- 1) 「あんしん総合保険」加入申込書
- 2) 補償規定確認書（提出用）（感染症見舞金補償ご加入の方のみ）

2. 印鑑はすべて押印してありますか？

- 1) 事業者印
- 2) 居宅介護支援事業者用賠償責任保険の売上高確認印（ご加入の方のみ）
- 3) 補償規定確認書（提出用）の事業者印（ご加入の方のみ）
- 4) 個人情報漏えい賠償責任保険の売上高確認印（ご加入の方のみ）

3. 業種・職種のチェックはありますか？

- 1) 居宅介護支援事業者用賠償責任保険（ご加入の方のみ）
- 2) 業務従事者傷害保険（ご加入の方のみ）

4. 「お客様控え」はお手元にございますか？

- はい

5. 「居宅介護支援事業者用賠償責任保険」の売上高（訪問看護事業以外の売上高）と
「個人情報漏えい賠償責任保険」の売上高（すべての事業の売上高）は
同じですか？（ご加入の方のみ）

- いいえ

6. 事業内容が「訪問看護」のみの場合は「居宅介護支援事業者用賠償責任保険」は不要
です。

保険にご加入いただく事業は訪問看護のみですか？

- はい
- いいえ

7. 居宅介護支援事業者用賠償責任保険・個人情報漏えい賠償責任保険は
1円単位の端数は四捨五入です。

保険料の端数は10円単位ですか？（ご加入の方のみ）

- はい

8. 中途加入の際、保険料は月割となります（パンフレット16～17ページ参照）。
加入月数分の保険料になっていますか？

- はい

9. 感染症見舞金補償は傷害保険のご加入が必須です。

傷害保険はご加入ご希望ですか？（ご加入の方のみ）

- はい

10. 感染症見舞金補償は傷害保険の対象者全員ご加入が必須です。

傷害保険の人数と同じもしくは傷害保険の人数よりも多いですか？（ご加入の方のみ）

- はい

『あんしん総合保険制度』加入申込票 記入例 新規加入用

<p>財団の会員番号をご記入ください。 なお、不明の場合は空欄でも結構です。</p> <p>事業者についてご記入ください。</p> <p>加入者証・継続資料を事業者住所以外への送付を希望される場合、ご記入ください。</p> <p>中途加入は毎月1日スタートです。 ※保険料のお支払い等は前月の20日までにおこなってください。</p> <p>複数の事業所で加入される場合は、こちらにご記入ください。 4カ所以上の事業所で加入される場合は、別途、事業所リストを添付してください。</p>	<p>申込日をご記入ください。</p> <p>役職名のない法人印の場合は、代表者の個人印を押印ください。</p> <p>『あんしん総合保険制度』加入申込票</p> <p>公益財団法人 日本訪問看護財団 御中 『あんしん総合保険制度』加入申込票</p> <p>当保険は公益財団法人 日本訪問看護財団が保険契約者となり公益財団法人 日本訪問看護財団の会員のみが加入いただける団体契約です。</p> <p>●財団会員番号 123456 (賠償責任保険の場合の被保険者) 申込日 平成30年4月1日</p> <p>事業者名 (法人名) (被保険者) (フリガナ) カブシキガイシャ アンシン 株式会社 あんしん</p> <p>代表者名 ご担当者名 (フリガナ) ホウモン タロウ (フリガナ) ホウモン ハナコ (代表者名) 訪問 太郎 (ご担当者名) 訪問 花子</p> <p>事業者住所 (法人住所) (フリガナ) トウキョウト シブヤク ○一〇一〇 〒150-0001 東京都 渋谷区 ○一〇一〇</p> <p>TEL 03-1234-5678 FAX 03-5678-1234</p> <p>加入者証・継続資料 送付先 (フリガナ) (フリガナ) 事業者住所以外に送付する場合、ご記入ください。 〒 - (宛先)</p> <p>TEL FAX</p> <p>保険期間 平成30年5月1日 午後4時から平成31年5月1日 午後4時まで</p> <p>*中途加入の場合、毎月20日までに加入申込票を送付のうえ、郵便局またはゆうちょ銀行から保険料をお振込みいただいたものについて、翌月1日午後4時より保険開始となります。</p> <p>『あんしん総合保険制度』加入明細書</p> <p>《加入事業所名記入欄》</p> <table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>事業所名・所長名・事業所住所 (事業所名) あんしん訪問介護ステーション (事業所住所) 〒150-0001 東京都 渋谷区 ○一〇一〇</td> <td>業務従事者感染症見舞金補償 (加入の場合に記入してください) (業務従事者) 訪問 一郎 5名</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>(フリガナ) アンシンホウモンカイゴステーション (フリガナ) ホウモン イチロウ (所長名) 訪問 一郎</td> <td>TEL 03-8765-4321 FAX</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(フリガナ) アンシンケアプランセンター (事業所名) あんしんケアプランセンター (事業所住所) 〒150-0001 東京都 渋谷区 △一△一△</td> <td>(業務従事者) 訪問 二郎 5名 TEL 03-8765-4320 FAX</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(フリガナ) アンシンヘルバーステーション (事業所名) あんしんヘルバーステーション (事業所住所) 〒150-0001 東京都 渋谷区 △一△一△</td> <td>(業務従事者) 訪問 三郎 2名 TEL 03-8765-4319 FAX</td> </tr> </table>	No.	事業所名・所長名・事業所住所 (事業所名) あんしん訪問介護ステーション (事業所住所) 〒150-0001 東京都 渋谷区 ○一〇一〇	業務従事者感染症見舞金補償 (加入の場合に記入してください) (業務従事者) 訪問 一郎 5名	1	(フリガナ) アンシンホウモンカイゴステーション (フリガナ) ホウモン イチロウ (所長名) 訪問 一郎	TEL 03-8765-4321 FAX	2	(フリガナ) アンシンケアプランセンター (事業所名) あんしんケアプランセンター (事業所住所) 〒150-0001 東京都 渋谷区 △一△一△	(業務従事者) 訪問 二郎 5名 TEL 03-8765-4320 FAX	3	(フリガナ) アンシンヘルバーステーション (事業所名) あんしんヘルバーステーション (事業所住所) 〒150-0001 東京都 渋谷区 △一△一△	(業務従事者) 訪問 三郎 2名 TEL 03-8765-4319 FAX	<p>「ステーション賠償責任保険」に加入を希望される場合、ご記入ください。</p> <p>『保険料記入欄』 保険料の計算はパンフレットの保険料計算シートをご利用ください。</p> <p>『居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険』に加入を希望される場合、ご記入ください。 ※1円単位の端数が出た場合、四捨五入した10円単位の保険料をご記入ください。</p> <p>『什(じゅう)器・備品損害補償』に加入を希望される場合、耐火・非耐火、口数、保険料をご記入ください。</p> <p>職業・職種・口数、最高稼働人数、保険料をご記入ください。 ※職業・職種毎に口数を分ける場合は、各々ご記入ください。 同種の職業・職種で違う口数を選択することはできません。</p> <p>『業務従事者感染症見舞金補償』に加入を希望される場合、ご記入ください。</p> <p>年間売上高と保険料をご記入ください。 保険料の計算はパンフレットの保険料計算シートをご利用ください。 ※1円単位の端数が出た場合、四捨五入した10円単位の保険料をご記入ください。</p> <p>①+②+③+④+⑤の合計保険料をご記入ください。</p> <p>保険料振込日(予定)をご記入ください。</p>
No.	事業所名・所長名・事業所住所 (事業所名) あんしん訪問介護ステーション (事業所住所) 〒150-0001 東京都 渋谷区 ○一〇一〇	業務従事者感染症見舞金補償 (加入の場合に記入してください) (業務従事者) 訪問 一郎 5名												
1	(フリガナ) アンシンホウモンカイゴステーション (フリガナ) ホウモン イチロウ (所長名) 訪問 一郎	TEL 03-8765-4321 FAX												
2	(フリガナ) アンシンケアプランセンター (事業所名) あんしんケアプランセンター (事業所住所) 〒150-0001 東京都 渋谷区 △一△一△	(業務従事者) 訪問 二郎 5名 TEL 03-8765-4320 FAX												
3	(フリガナ) アンシンヘルバーステーション (事業所名) あんしんヘルバーステーション (事業所住所) 〒150-0001 東京都 渋谷区 △一△一△	(業務従事者) 訪問 三郎 2名 TEL 03-8765-4319 FAX												

【あんしん総合保険制度】加入申込書

当保険は公益財団法人 日本訪問看護財団が保険契約者となり公益財団法人 日本訪問看護財団の会員のみがご加入いただける団体契約です。

財団会員番号	(賠償責任保険の 場合の被保険者)	申込日	平成 年 月 日
--------	----------------------	-----	----------

事業者名 (法人名) (被保険者)	(フリガナ)	印
-------------------------	--------	---

代表者名 ご担当者名	(フリガナ)	(フリガナ)
	(代表者名)	(ご担当者名)

事業者住所 (法人住所)	(フリガナ)	〒 -
-----------------	--------	-----

TEL	FAX
-----	-----

加入者証・従業員資料 送付先	(フリガナ)	(フリガナ)
事業者住所以外 に送付する場合、 ご記入ください。	〒 -	(宛先)
TEL	FAX	

保険期間	平成 年 月 1 日午前0時から平成 31 年 5 月 1 日午後4時まで
------	---------------------------------------

*中途加入の場合、毎月20日までに加入申込票を送付のうえ、郵便局またはゆうちょ銀行から保険料をお振込みいただいたものについて、翌月1日午後4時より補償開始となります。

【あんしん総合保険制度】加入明細書

《加入事業所名記入欄》

No	事業所名・所長名・事業所住所	業務従事者感染症見舞金補償 ご加入の場合に記入してください	
1	(フリガナ) (事業所名)	(フリガナ) (所長名)	(業務従事者) 名
	TEL		
	FAX		
2	(フリガナ) (事業所名)	(フリガナ) (所長名)	(業務従事者) 名
	TEL		
	FAX		
3	(フリガナ) (事業所名)	(フリガナ) (所長名)	(業務従事者) 名
	TEL		
	FAX		

《保険料記入欄》 保険料の計算はパンフレットの保険料計算シートをご利用ください。

ステーション賠償責任保険 (賠償責任保険料額のみ) (他の項目は別途算出料額のみ)	*ステーション数	保険料 ① 円
居宅サービス事業者、 居宅介護支援事業者 賠償責任保険(注) (居宅介護支援事業者、 介護保険事業者、 社会福祉施設運営者、行財)	*年間売上高(下記に該当する対象サービスすべての売上高の合計額) 万円	売上高確認印 (年間売上高にかかるのみ) 保険料 ② 円
*対象サービス <input checked="" type="checkbox"/> をチェック	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具レンタル <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> その他()	
什(じゅう)器・備品損害補償 (什器・備品・機器・器具等の損害保険 介護保険・社会福祉事業者組合保険)	<input type="checkbox"/> 耐火() <input type="checkbox"/> 非耐火()	③ 円
業務従事者 傷害保険 (従事者の傷害保険 扶助金支給保険・扶助金支給保険 扶助金支給保険)	*職業・職種(対象にチェックを入れてください。) <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 看護補助者 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 事務職員 <input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> その他()	口数 *最高稼働人数 保険料 名 円
	<input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 看護補助者 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 事務職員 <input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> その他()	□ □ 名 円
	<input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 看護補助者 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 事務職員 <input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> その他()	□ □ 名 円
	<input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 看護補助者 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 事務職員 <input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> その他()	□ □ 名 円
*職業・職種毎に□数を分ける場合は、 各々ご記入ください。 同種の職業・職種で違う□数を選択 することはできません。	合計	保険料 ④ 円
業務従事者感染症 見舞金補償 (災害等補償費用保険)	*業務従事者 (保険加入対象職員数) 名	保険料 (ご加入の際は補償規定必須) 名 円
サイバーセキュリティ 保険 (各店舗・支店・事務所等におけるセキュリティ強化・データ漏洩対策等による保険料)	年間売上高(すべての事業の売上高) ※ ※千円単位を四捨五入した万円単位 の売上高をご申告ください。 前年と同じ売上高の場合、根拠資料をご提出いただけます。	売上高確認印 万円 印 保険料 ⑥ 円
保険料合計	① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ =	円
保険料振込日	月 日 (予定)	

◆重要事項のご説明について確認し、申込内容が意向に沿ったものであることを確認するとともに個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。

(注) 保険料確定特約の内容を承認し、保険料の確定精算を省略することに同意します。

*印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。

◎ステーション賠償責任保険 (賠償責任保険普通保険約款、訪問看護事業者特別約款、各種特約セット)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無	保険種類	会社名	支払限度額・保険金額	満期日
(有)の場合→				

◎居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険

(賠償責任保険普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款、各種特約セット)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無	保険種類	会社名	支払限度額・保険金額	満期日
(有)の場合→				

◎什器・備品損害補償 (財産補償特約・持出財産補償特約セット 介護保険・社会福祉業者総合保険)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無	保険種類	会社名	支払限度額・保険金額	満期日
(有)の場合→				

◎業務従事者傷害保険 (就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約セット 団体総合生活補償保険)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無	保険種類	会社名	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	満期日
(有)の場合→			Y36	Y37	T28	

◎業務従事者感染症見舞金補償 (約定履行費用保険)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無	保険種類	会社名	支払限度額・保険金額	満期日
(有)の場合→				

◎サイバーセキュリティ保険 (包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約・プロジェクト費用補償特約・情報漏えい限定補償特約セット)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無	保険種類	会社名	支払限度額・保険金額	満期日
(有)の場合→				

『あんしん総合保険制度』加入申込票

当保険は公益財団法人 日本訪問看護財団が保険契約者となり公益財団法人 日本訪問看護財団の会員のみがご加入いただける団体契約です。

財団会員番号	(賠償責任保険の場合の被保険者)	申込日	平成 年 月 日
--------	------------------	-----	----------

事業者名 (法人名) (被保険者)	(フリガナ)	印
-------------------------	--------	---

代表者名 ご担当者名	(フリガナ) (代表者名)	(フリガナ) (ご担当者名)
---------------	------------------	-------------------

事業者住所 (法人住所)	(フリガナ) 〒 -	
TEL	FAX	

加入者証・継続資料 送付先	(フリガナ)	(フリガナ)
事業者住所以外 に送付する場合、 ご記入ください。	〒 -	(宛先)
TEL	FAX	

保険期間 平成 年 月 1 日午前0時から平成31年 5月1日午後4時まで

*中途加入の場合、毎月20日までに加入申込票を送付のうえ、郵便局またはゆうちょ銀行から保険料をお振込みいただいたものについて、翌月1日午後4時より補償開始となります。

『あんしん総合保険制度』加入明細書

《加入事業所名記入欄》

No	事業所名・所長名・事業所住所	業務従事者感染症見舞金補償 ご加入の場合に記入してください	
1	(フリガナ) (事業所名)	(フリガナ) (所長名)	(業務従事者) 名
	TEL		
	FAX		
2	(フリガナ) (事業所名)	(フリガナ) (所長名)	(業務従事者) 名
	TEL		
	FAX		
3	(フリガナ) (事業所名)	(フリガナ) (所長名)	(業務従事者) 名
	TEL		
	FAX		

《保険料記入欄》 保険料の計算はパンフレットの保険料計算シートをご利用ください。

ステーション賠償責任保険 (居宅介護保険会員特別約款、特約)	※ステーション数	保険料 ①		
居宅サービス事業者・ 居宅介護支援事業者 賠償責任保険(法)	※年間売上高(下記に該当する対象サービスすべての売上高の合計額) 万円	売上高確認印 (印を捺す場合は加入者のみ) 保険料 ②		
(居宅責任保険普通保険約款、 介護保険事業者 社会福祉施設特別約款、特約)	※千円単位を四捨五入した万円単位の売上高をご申告ください。 前年と同じ売上高の場合、根拠資料をご提出いただきます。	印		
※対象サービス □をチェック	□訪問介護 □訪問入浴介護 □通所介護 □訪問リハビリテーション □通所リハビリテーション □短期入所生活介護 □短期入所療養介護 □認知症対応型共同生活介護 □福祉用具レンタル □特定施設入居者生活介護 □居宅介護支援事業者 □その他()			
什(じゅ)器・備品損害補償 (財産補償特約・持出財産補償特約セット) (介護保険・社会福祉事業者結合保険)	□耐火() □非耐火()	③		
業務従事者 傷害保険 (既往中のみの傷害危険 保険(事業主・社員・従業員) 特約セット 団体綜合生活補償保険)	※職業・職種(対象にチェックを入れてください。) □保健師 □看護師 □准看護師 □看護補助者 □理学療法士 □作業療法士 □介護支援専門員 □事務職員 □介護職員 □その他()	□数	※最高稼働人数	保険料
	□保健師 □看護師 □准看護師 □看護補助者 □理学療法士 □作業療法士 □介護支援専門員 □事務職員 □介護職員 □その他()	□	名	円
	□保健師 □看護師 □准看護師 □看護補助者 □理学療法士 □作業療法士 □介護支援専門員 □事務職員 □介護職員 □その他()	□	名	円
	□保健師 □看護師 □准看護師 □看護補助者 □理学療法士 □作業療法士 □介護支援専門員 □事務職員 □介護職員 □その他()	□	名	円
※職業・職種毎に□数を分ける場合は、 各々ご記入ください。 同種の職業・職種で違う□数を選択 することはできません。	合計	保険料 ④		
業務従事者感染症 見舞金補償 (災害等補償費用保険)	※業務従事者 (保険加入対象職員数) 名	保険料 (ご加入の際は補償規定必須)	⑤	
サイバーセキュリティ 保	年間売上高(すべての事業の売上高) ※ ※千円単位を四捨五入した万円単位 の売上高をご申告ください。 前年と同じ売上高の場合、根拠 資料をご提出いただきます。	売上高確認印 印	保険料 円	
保険料合計	① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ =		円	
保険料振込日	月 日 (予定)			

◆重要事項のご説明について確認し、申込内容が意向に沿ったものであることを確認するとともに個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。

(注) 保険料確定特約の内容を承認し、保険料の確定精算を省略することに同意します。

*印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。

○ステーション賠償責任保険 (賠償責任保険普通保険約款、訪問看護事業者特別約款、各種特約セット)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有 の場合→	保 険 種 類	会 社 名	支 払 限 度 額・保 険 金 額	満 期 日

○居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険

(賠償責任保険普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款、各種特約セット)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有 の場合→	保 険 種 類	会 社 名	支 払 限 度 額・保 険 金 額	満 期 日

○什器・備品損害補償 (財産補償特約・持出財産補償特約セット 介護保険・社会福祉業者総合保険)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有 の場合→	保 険 種 類	会 社 名	支 払 限 度 額・保 険 金 額	満 期 日

○業務従事者傷害保険 (就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約セット 団体総合生活補償保険)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有 の場合→	保 険 種 類	会 社 名	傷 害 死 亡・後 遺 障 害 保 険 金 額	傷 害 入 院 保 険 金 日 額	傷 害 通 院 保 険 金 日 額	満 期 日
			合 計	¥36	¥37	T28

○業務従事者感染症見舞金補償 (約定履行費用保険)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有 の場合→	保 険 種 類	会 社 名	支 払 限 度 額・保 険 金 額	満 期 日

○サイバーセキュリティ保険 (包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約・プロテクト費用補償特約・情報漏えい限定補償特約セット)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有 の場合→	保 険 種 類	会 社 名	支 払 限 度 額・保 険 金 額	満 期 日

「あんしん総合保険制度」加入申込書

当保険は公益財団法人 日本訪問看護財団が保険契約者となり公益財団法人 日本訪問看護財団の会員のみがご加入いただける団体契約です。

財団会員番号	(賠償責任保険の (場合の被保険者)	申込日	平成 年 月 日
--------	-----------------------	-----	----------

事業者名 (法人名) (被保険者)	(フリガナ) 		
-------------------------	---	--	--

代表者名 ご担当者名	(フリガナ)	(フリガナ)	(代表者名) (ご担当者名)
---------------	--------	--------	-------------------

事業者住所 (法人住所)	(フリガナ) 〒 -		
-----------------	---------------	--	--

TEL	FAX		
-----	-----	--	--

加入者証・従業員資料 送付先 事業者住所以外 に送付する場合、 ご記入ください。	(フリガナ)	(フリガナ)	(宛先)
TEL	FAX		

保険期間	平成 年 月 1 日午前0時から平成31年 5月1日午後4時まで		
------	----------------------------------	--	--

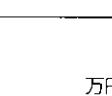
*中途加入の場合、毎月20日までに加入申込票を送付のうえ、郵便局またはゆうちょ銀行から保険料をお振込みいただいたものについて、翌月1日午後4時より補償開始となります。

「あんしん総合保険制度」加入明細書

〔加入事業所名記入欄〕

No	事業所名・所長名・事業所住所	業務従事者感染症見舞金補償 ご加入の場合に記入してください	
1	(フリガナ) (事業所名)	(フリガナ) (所長名)	(業務従事者) 名
	TEL		
	FAX		
2	(フリガナ) (事業所名)	(フリガナ) (所長名)	(業務従事者) 名
	TEL		
	FAX		
3	(フリガナ) (事業所名)	(フリガナ) (所長名)	(業務従事者) 名
	TEL		
	FAX		

《保険料記入欄》 保険料の計算はパンフレットの保険料計算シートをご利用ください。

ステーション賠償責任保険 (賠償責任保険普通保険約款 (訪問看護事業者特別的約款、特約))	※ステーション数	保険料 ① 円
居宅サービス事業者・ 居宅介護支援事業者 賠償責任保険(注) (賠償責任保険普通保険約款、 介護保険事業者、 社会福祉施設特別的約款、特約)	※年間売上高(下記に該当する対象サービスすべての売上高の合計額) 万円	売上高確認印 (印を捺すと自動的に記入される) 保険料 ② 円 
※対象サービス □をチェック	□ 訪問介護 □ 訪問入浴介護 □ 通所介護 □ 訪問リハビリテーション □ 通所リハビリテーション □ 短期入所生活介護 □ 短期入所療養介護 □ 認知症対応型共同生活介護 □ 福祉用具レンタル □ 特定施設入居者生活介護 □ 居宅介護支援事業者 □ その他()	
什(じゅう)器・備品損害補償 (介護特約・出附資材・特約セット 介護保険・社会福祉事業者特約保険)	□ 耐火() □ 非耐火()	③ 円
業務従事者 傷害保険 (就中のらの付帯傷害 補償(厚生年金公負保険)) (特約セット 個別合生活特約保険)	※職業・職種(対象にチェックを入れてください。) □ 保健師 □ 看護師 □ 准看護師 □ 看護補助者 □ 理学療法士 □ 作業療法士 □ 介護支援専門員 □ 事務職員 □ 介護職員 □ その他()	□ 数 ※最高稼働人数 保険料 名 円
	□ 保健師 □ 看護師 □ 准看護師 □ 看護補助者 □ 理学療法士 □ 作業療法士 □ 介護支援専門員 □ 事務職員 □ 介護職員 □ その他()	□ 数 名 円
	□ 保健師 □ 看護師 □ 准看護師 □ 看護補助者 □ 理学療法士 □ 作業療法士 □ 介護支援専門員 □ 事務職員 □ 介護職員 □ その他()	□ 数 名 円
保険期間中に最高 稼働人数に変更が 発生した場合には 通知をいただきます。 ※職業・職種毎に□数を分ける場合は、 各々ご記入ください。 同種の職業・職種で違う□数を選択 することはできません。	合計	保険料 ④ 名 円
業務従事者感染症 見舞金補償 (災害等補償費用保険)	※業務従事者 (保険加入対象職員数) 名	保険料 (ご加入の際は補償規定必須) 円
サイバーセキュリティ 保険 (包括契約は賠償責任保険通 用特約、サイバーセキュ リティ特約、プロジェクト費 用特約、高齢者介護特約 定額料特約セット)	年間売上高(すべての事業の売上高) ※ 千円単位を四捨五入した万円単位 の売上高をご申告ください。 前年と同じ売上高の場合、根拠資 料をご提出いただけます。 万円	売上高確認印 (印を捺すと自動的に記入される) 保険料 ⑥ 円 
保険料合計	① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ =	円
保険料振込日	月 日 (予定)	

◆重要事項のご説明について確認し、申込内容が意向に沿ったものであることを確認するとともに個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。

(注) 保険料確定特約の内容を承認し、保険料の確定精算を省略することに同意します。

*印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。

◎ステーション賠償責任保険 (賠償責任保険普通保険約款、訪問看護事業者特別約款、各種特約セット)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有 の場合→	保険種類	会社名	支払限度額・保険金額	満期日

◎居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険

(賠償責任保険普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款、各種特約セット)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有 の場合→	保険種類	会社名	支払限度額・保険金額	満期日

◎什器・備品損害補償 (財産補償特約・持出財産補償特約セット 介護保険・社会福祉業者総合保険)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有 の場合→	保険種類	会社名	支払限度額・保険金額	満期日

◎業務従事者傷害保険 (就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約セット 団体総合生活補償保険)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有 の場合→	保険種類	会社名	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	満期日
			Y36	Y37	T28	
		合計				

◎業務従事者感染症見舞金補償 (約定履行費用保険)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有 の場合→	保険種類	会社名	支払限度額・保険金額	満期日

◎サイバーセキュリティ保険 (包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約・プロテクト費用補償特約・情報漏えい限定補償特約セット)

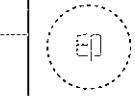
《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有 の場合→	保険種類	会社名	支払限度額・保険金額	満期日

『あんしん総合保険制度』加入申込票

当保険は公益財団法人 日本訪問看護財団が保険契約者となり公益財団法人 日本訪問看護財団の会員のみがご加入いただける団体契約です。

財団会員番号	(賠償責任保険の場合は被保険者)	申込日	平成 年 月 日
--------	------------------	-----	----------

事業者名 (法人名) (被保険者)	(フリガナ) 		
-------------------------	---	--	--

代表者名 ご担当者名	(フリガナ)	(フリガナ)	(代表者名) (ご担当者名)
---------------	--------	--------	-------------------

事業者住所 (法人住所)	(フリガナ) 〒 -		
TEL	FAX		

加入者証・継続資料 送付先 事業者住所以外 に送付する場合、 ご記入ください。	(フリガナ)	(フリガナ) (宛先)
TEL	FAX	

保険期間	平成 年 月 1 日午前0時から平成 31 年 5 月 1 日午後4時まで		
------	---------------------------------------	--	--

*中途加入の場合、毎月20日までに加入申込票を送付のうえ、郵便局またはゆうちょ銀行から保険料をお振込みいただいたものについて、翌月1日午後4時より補償開始となります。

『あんしん総合保険制度』加入明細書

《加入事業所名記入欄》

No.	事業所名・所長名・事業所住所	業務従事者 感染症見舞金補償 ご加入の場合に記入してください	
1	(フリガナ) (事業所名)	(フリガナ) (所長名)	(業務従事者) 名
			TEL : FAX :
2	(フリガナ) (事業所住所)	(フリガナ) (所長名)	(業務従事者) 名
			TEL : FAX :
3	(フリガナ) (事業所名)	(フリガナ) (所長名)	(業務従事者) 名
			TEL : FAX :

《保険料記入欄》 保険料の計算はパンフレットの保険料計算シートをご利用ください。

ステーション賠償責任保険 (賠償責任保険普通保険約款、 訪問看護事業者特別的取扱約款)	*ステーション数	保険料 ① 円
居宅サービス事業者・ 居宅介護支援事業者 賠償責任保険(注) (賠償責任保険普通保険約款、 介護事業者、 社会福祉施設特別的取扱約款)	*年間売上高(下記に該当する対象サービスすべての売上高の合計額) 万円	売上高確認印 (印を押す方でお願いします) 保険料 ② 円
*対象サービス □をチェック	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具レンタル <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> その他()	
什(じゅう)器・備品損害補償 (財産特約・持出財産損害特約セット) 介護保険・社会福祉事業者共保険	<input type="checkbox"/> 耐火() <input type="checkbox"/> 非耐火()	③ 円
業務従事者 傷害保険 (就業中のうちの傷害危険 持出財産生産性保険() 扶助料 因体結合生産性保険()	<input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 看護補助者 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 事務職員 <input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> その他()	□ 数 *最高稼働人数 保険料 名 円
	<input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 看護補助者 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 事務職員 <input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> その他()	□ 数 *最高稼働人数 保険料 名 円
	<input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 看護補助者 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 事務職員 <input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> その他()	□ 数 *最高稼働人数 保険料 名 円
※職業・職種毎に□数を分ける場合は、 各々ご記入ください。 同種の職業・職種で違う□数を選択 することはできません。	合計	保険料 ④ 名 円
業務従事者感染症 見舞金補償 (災害等補償費用保険)	*業務従事者 (保険加入対象職員数) 名	保険料 (ご加入の際は補償規定必須) 円
サイバーセキュリティ 保険 (包括型個人責任保険 保険料、サイバーセキュリティ分野・ブロードカバーフィールド、 用語不明の場合はお問い合わせください) 定額負担料セット	年間売上高(すべての事業の売上高) ※ ※千円単位を四捨五入した万円単位 の売上高をご申告ください。 前年と同じ売上高の場合、根拠資料 をご提出いただけます。	売上高確認印 万円 印 保険料 ⑥ 円
保険料合計	① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ =	円
保険料振込日	月 日 (予定)	

◆重要事項のご説明について確認し、申込内容が意向に沿ったものであることを確認するとともに個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。

(注) 保険料確定特約の内容を承認し、保険料の確定精算を省略することに同意します。

*印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いきれないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。

◎ステーション賠償責任保険 (賠償責任保険普通保険約款、訪問看護事業者特別約款、各種特約セット)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有の場合→	保険種類	会社名	支払限度額・保険金額	満期日

◎居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険

(賠償責任保険普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款、各種特約セット)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有の場合→	保険種類	会社名	支払限度額・保険金額	満期日

◎什器・備品損害補償 (財産補償特約・持出財産補償特約セット 介護保険・社会福祉業者総合保険)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有の場合→	保険種類	会社名	支払限度額・保険金額	満期日

◎業務従事者傷害保険 (就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約セット 団体総合生活補償保険)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有の場合→	保険種類	会社名	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	満期日
			合計	Y36	Y37	T28

◎業務従事者感染症見舞金補償 (約定履行費用保険)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有の場合→	保険種類	会社名	支払限度額・保険金額	満期日

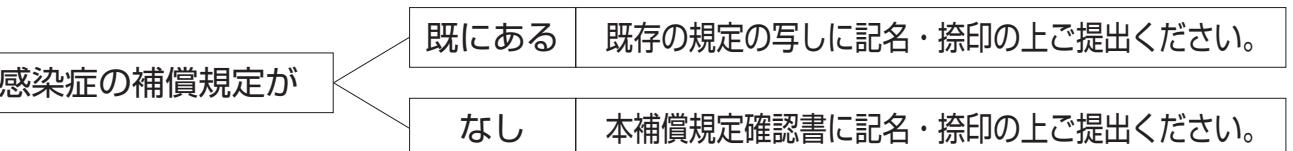
◎サイバーセキュリティ保険 (包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約・プロテクト費用補償特約・情報漏えい限定補償特約セット)

《告知事項》 ※同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか(有)の場合は詳細をご記入ください。)

無 有の場合→	保険種類	会社名	支払限度額・保険金額	満期日

補償規定確認書

各総合補償制度において業務従事者感染症見舞金補償（約定履行費用保険）に加入する場合は、加入者において感染症に対する補償を定めた規定が必要となります。下記規定をご採用いただく場合は、記名・捺印の上加入申込書に添付してご提出ください。



感染症補償規定

第1条（本規定の目的）

本規定は、当事業者が行う事業（以下「当事業者の業務」という。）に従事する者（以下「業務従事者」という。）が、業務に関連して被った細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した感染症に対して、当事業者が行う補償の内容を定めることにより、業務従事者の福利厚生の向上を図ることを目的とする。

第2条（本規定の実施）

当事業者は、公益財団法人日本訪問看護財団を契約者とする損害保険契約に加入することにより、本規定を実施する。

第3条（適用範囲—被補償者）

本規定は、業務従事者のうち、当事業者の作成、保管する名簿に記載された者（以下「被補償者」という。）で、かつ、別表3記載の事業所に従事する者に適用する。

第4条（定義）

本規定において、「感染症」とは細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した疾病のうち以下のものをいう。

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症。

2. 結核

3. 次の皮膚感染症

疥癬、カンジタ症、白癬症、帯状疱疹、単純ヘルペス、紅色陰癬等、皮膚及び粘膜病変を特徴とするウイルス感染症

第5条（補償を行う場合）

当事業者は、被補償者が当事業者の業務の遂行に起因して細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した感染症に対して補償を行う。ただし「本規定発効日」より前に感染した場合には補償を行わない。なお、本規定発効日において被補償者でない者については、「本規定発効日」を「被補償者となった日」と読み替えて適用する。

第6条（補償を行わない場合）

当事業者は、次の各号に該当する事由によって生じた感染症に対しては補償を行わない。

- (1) 被補償者の故意または重大な過失
- (2) 被補償者の親族の故意または重大な過失
- (3) 被補償者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 被補償者の麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナーなどの使用
- (5) 被補償者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない

感染症補償規定

第1条（本規定の目的）

本規定は、当事業者が行う事業（以下「当事業者の業務」という。）に従事する者（以下「業務従事者」という。）が、業務に関連して被った細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した感染症に対して、当事業者が行う補償の内容を定めることにより、業務従事者の福利厚生の向上を図ることを目的とする。

第2条（本規定の実施）

当事業者は、公益財団法人日本訪問看護財団を契約者とする損害保険契約に加入することにより、本規定を実施する。

第3条（適用範囲—被補償者）

本規定は、業務従事者のうち、当事業者の作成、保管する名簿に記載された者（以下「被補償者」という。）で、かつ、別表3記載の事業所に従事する者に適用する。

第4条（定義）

①当事業者は、被補償者が第5条（補償を行う場合）の感染症を発症し、その直接の結果として感染症発症日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、100万円を死亡補償金として被補償者の遺族に支払う。

②死亡補償金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序とする。

第5条（入院補償金の支払）

①当事業者は、被補償者が第5条（補償を行う場合）の感染症を発症したとき、その直接の結果として、平常な生活ができなくなり、かつ入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。）もしくは通院した場合は、被補償者1名につきその日数に応じて別表1に掲げる額を、入通院補償金として被補償者に支払う。ただし、通院の場合においては、第4条（定義）に定める「1. 感染症」のうち五類感染症、新型インフルエンザ等感染症もしくは指定感染症または「3. 次の皮膚感染症」を対象外とします。」また補償金の給付は、同一の原因による感染症について、1回に限ることとする。

②当事業者は、いかなる場合においても、感染症発症日からその日を含めて1,000日を経過した後の期間における入通院に対しては補償を行わない。

③被補償者が入通院補償金の給付を受けられる期間中新たに他の感染症を発症したとしても、当事業者は、重複して入通院補償金を支払わない。

第6条（感染の推定）

①当事業者は、被補償者が当事業者の指示に基づき当事業者の業務に遂行した後、その業務を利用した者（患者等）

キ
リ
ト
リ
線

保管用

第7条（死亡補償金の支払）

- ①当事業者は、被補償者が第5条（補償を行う場合）の感染症を発症し、その直接の結果として感染症発症日からその日を含めて180日以内に死亡したとき、100万円を死亡補償金として被補償者の遺族に支払う。
- ②死亡補償金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序とする。

第8条（入院補償金の支払）

- ①当事業者は、被補償者が第5条（補償を行う場合）の感染症を発症したとき、その直接の結果として、平常な生活ができなくなり、かつ入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。）もしくは通院した場合は、被補償者1名につきその日数に応じて別表1に掲げる額を、入院補償金として被補償者に支払う。ただし、通院の場合においては、第4条（定義）に定める「1. 感染症」のうち五類感染症、新型インフルエンザ等感染症もしくは指定感染症または「3. 次の皮膚感染症」を対象外とします。また補償金の給付は、同一の原因による感染症について、1回に限ることとする。

②当事業者は、いかなる場合においても、感染症発症日からその日を含めて1,000日を経過した後の期間における入院に対しては補償を行わない。

③被補償者が入院補償金の給付を受けられる期間中新たに他の感染症を発症したとしても、当事業者は、重複して入院補償金を支払わない。

第9条（感染の推定）

- ①当事業者は、被補償者が当事業者の指示に基づき当事業者の業務に遂行した後、その業務を利用した者（患者等）が罹患していた感染症と同一名称の感染症を発症（医師の診断による。）した場合、業務の遂行に起因して感染したことによって感染症を発症したことと推定する。

②前項の規定は、他の感染源が特定できる場合には適用しない。

第10条（感染の報告義務）

- ①被補償者は、感染したおそれが生じたとき、感染が判明したとき、または感染症が発症したときは、速やかにそれらの状況および身体の障害の程度を当事業者に報告しなければならない。

②被補償者が当事業者の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその報告について知っている事実を告げなかったときもしくは不実なことを告げたときは、当事業者は、補償金を支払わない。

第11条（補償金の請求）

- ①被補償者（死亡補償金については被補償者の遺族）が、補償金の支給を受けようとするときは、別表2に掲げる書類のうち当事業者が求めるものを提出しなければならない。

- ②当事業者は、別表2に掲げる書類以外の書類を求めることができる。
- ③被補償者（死亡補償金については被補償者の遺族）が、前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、補償金を支払わない。

【別表1】

皮膚感染症以外	皮膚感染症	保険金額
死亡	死亡	100万円
入院31日以上	入院31日以上	一時金10万円
入院15～30日	入院15～30日	一時金 5万円
入院 8～14日	入院 8～14日	一時金 3万円
入院 4～ 7日	入院 4～ 7日	一時金 2万円
入院 3日以内	入院 3日以内	一時金 1万円

【別表2】

必要書類	死亡	入院
1 捕償金請求書	●	●
2 当事業所の定める状況報告書	●	●
3 公の機関（やむを得ない場合は第三者）の事故証明書	●	●
4 死亡診断書または死体検査書	●	
5 感染症の程度を証明する医師の診断書		●
6 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類		●
7 被補償者の戸籍謄本	●	
8 被補償者の遺族の戸籍謄本	●	
9 被補償者の印鑑証明書		●
10 委任を証する書類および委任する者の印鑑証明書（捕償金の請求を第三者に委任する場合）	●	●

【別表3】

事業所名称（ご記入ください）

上記の補償規定は、当事業者が定め、実施している補償規定に相違ありません。

事業者名 印

住所

が罹患していた感染症と同一名称の感染症を発症（医師の診断による。）した場合、業務の遂行に起因して感染したことによって感染症を発症したことと推定する。

- ②前項の規定は、他の感染源が特定できる場合には適用しない。

第10条（感染の報告義務）

- ①被補償者は、感染したおそれが生じたとき、感染が判明したとき、または感染症が発症したときは、速やかにそれらの状況および身体の障害の程度を当事業者に報告しなければならない。

②被補償者が当事業者の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその報告について知っている事実を告げなかったときもしくは不実なことを告げたときは、当事業者は、補償金を支払わない。

第11条（補償金の請求）

- ①被補償者（死亡補償金については被補償者の遺族）が、補償金の支給を受けようとするときは、別表2に掲げる書類のうち当事業者が求めるものを提出しなければならない。

②当事業者は、別表2に掲げる書類以外の書類を求めることができる。

③被補償者（死亡補償金については被補償者の遺族）が、前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、補償金を支払わない。

【別表3】

事業所名称（ご記入ください）

【別表1】

皮膚感染症以外	皮膚感染症	保険金額
死亡	死亡	100万円
入院31日以上	入院31日以上	一時金10万円
入院15～30日	入院15～30日	一時金 5万円
入院 8～14日	入院 8～14日	一時金 3万円
入院 4～ 7日	入院 4～ 7日	一時金 2万円
入院 3日以内	入院 3日以内	一時金 1万円

【別表2】

必要書類	死亡	入院
1 捕償金請求書	●	●
2 当事業所の定める状況報告書	●	●
3 公の機関（やむを得ない場合は第三者）の事故証明書	●	●
4 死亡診断書または死体検査書	●	
5 感染症の程度を証明する医師の診断書		●
6 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類		●
7 被補償者の戸籍謄本	●	
8 被補償者の遺族の戸籍謄本	●	
9 被補償者の印鑑証明書		●
10 委任を証する書類および委任する者の印鑑証明書（捕償金の請求を第三者に委任する場合）	●	●

重要事項のご説明

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

重要事項のご説明**契約概要のご説明(傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険)**

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注) ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、被保険者が傷害（以下「ケガ」といいます）を被った場合等に保険金をお支払いする保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償		
補償の種類	補償の概要	基本となる補償の特約
ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。	傷害補償(標準型)特約

(2) 被保険者の範囲

被保険者は、ご本人となります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2基本となる補償、保険金額の設定等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	<p>①次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 <ul style="list-style-type: none"> ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ②次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注） ・細菌性食中毒、ウイルス性食中毒 ③次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 <ul style="list-style-type: none"> ア. 乗用具（*1）を用いて競技等（*2）をしている間（ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車を用いて道路上で競技等（*2）をしている間」を除きます） イ. 乗用具（*1）を用いて競技等（*2）を行うことを目的とする場所において、競技等（*2）に準ずる方法・態様により、乗用具（*1）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（*2）に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等（*2）をしている間または競技等（*2）に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間 ・被保険者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 <p>など</p> <p>（*1）乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーター・ボート・水上オートバイ等をいいます。 （*2）競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。</p>

（注）被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(4) 保険期間

お客様の保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 保険金額の設定

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
 また、お客様の保険金額については、加入申込票をご確認ください。

保険金額・日額は、被保険者の年令・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

3保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間および職業・職務等により決まります。また、お客様の保険料については、加入申込票をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客様の保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ、保険会社等の連絡・相談・苦情窓口や事故時の連絡先については、「注意喚起情報のご説明」の
保険商品・契約内容に関するお問い合わせについて、**保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について**および**指定紛争解決機関について**をご確認ください。

重要事項のご説明**注意喚起情報のご説明(傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険)**

平成 28 年 4 月

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- (注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1 告知義務(ご加入時にお申し出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目(加入申込票上の「※」印の項目(告知事項))について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。
- (2) 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります(注)ので、今一度、告知内容をご確認ください。
- (注) 下記において③に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項	①被保険者の職業・職務(注1) ②被保険者数 ③同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注2)の有無
------	---

(注1) 職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

傷害補償(標準型)特約の職種級別表

職種級別	職業分類
A	●下記B以外の職業従事者 ●主婦・学生・無職者など
B	●農林業作業者 ●採鉱・採石作業者 ●木・竹・草・つる製品製造作業者 ●漁業作業者 ●自動車運転者(助手を含む) ●建設作業者

(注2) タフ・ケガの保険、学生・こども総合保険、タフ・ケガの保険「積立タイプ」等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 傷害死亡保険金受取人

- (1) 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- (2) 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないまま契約された場合、保険契約は無効となります。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

現在のご契約について解約・減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

5 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者には以下に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社に連絡する義務(通知義務)があります。申込人または被保険者の故意や重大な過失により、以下の通知事項について遅滞なく連絡していただけなかった場合、保険金を削減してお支払いすることができますのでご注意ください。

通知事項	①被保険者本人の職業・職務を変更した場合 ②被保険者数が変更となる場合
------	--

- (2) 被保険者本人が職業・職務を変更した場合で、下記の「職業・職務」に変更した場合、保険期間の中途であってもご契約を解除することができます。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士、その他これらと同程度の危険な職業

- (3) ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

特約の追加など、契約条件を変更する場合

6 補償の開始・終了時期

- (1) 補償の開始:始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。

- (2) 補償の終了:満期日の午後4時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2 基本となる補償、保険金額の設定等** (2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

- (1) 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

- (2) 始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②以下に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを発生させ、または発生させようとした場合
 - ・保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事がらを発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

<その他ご注意いただきたいこと>

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

- (1) 以下のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
- ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
 - ②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3) 以下の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- 被保険者が死亡（注）したとき
(注) 傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

以下のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させた場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- (4) 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合など

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損失・損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損失・損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

- (1) 引受保険会社が損失・損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- (2) 上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失・損害の額を差し引いた額
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■事故が発生した場合

1 事故の発生

- (1) 事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

●保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださいようお願いします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1) 保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）
(2) 引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)に掲げる書類も必要な場合があります。
(3) 被保険者であることを確認する書類 書類の例　・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本）など
(4) 保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例　・印鑑証明書、資格証明書　・戸籍謄本　・委任状　・未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書　・保険金直接支払指図書　・債務額現在高通知書　など
(5) ケガに関する保険金を請求する場合に必要となる書類

	① 保険事故の発生を示す書類	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など）	・死亡診断書または死体検査書	など		
	② 保険金支払額の算出に必要な書類	書類の例	・引受保険会社の定める診断書	・領収書	・後遺障害診断書	・レントゲン等の検査資料	など
	③ その他の書類	書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など）	・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）	など		

＜ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）＞

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客様情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客様のご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了承のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

- 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
- 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
- 下記項目について、お客様のご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
 - ②保険金額（ご契約金額）（型やバターンなど）
 - ③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）
- ※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。
- 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

保険商品・契約内容に関するお問合わせについて

【取扱代理店】	株式会社 日本看護協会出版会
【電話番号】	03-5778-5969（受付時間 平日 9:30～17:30） ※おかげ間違いでご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101-060（無料）

【受付時間】平日 9:00～17:00

（土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます）

※ご加入の団体名（公益財団法人日本訪問看護財団）をお知らせください。

「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。

※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985-024（無料）

※受付時間[365日 24時間]

※IP電話からは 0276-90-8852（有料）におかけください。

※おかげ間違いでご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

**[ナビ
ダイヤル] 0570-022-808**

（全国共通・通話料有料）

※受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]

※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。

※おかげ間違いでご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、賠償責任保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いします。
- お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご契約の保険種類ごとの特別約款・特約（以下「普通保険約款・特約」といいます）に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数にわたる団体契約を含みます）は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 **注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面における主な用語についてご説明します。

被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に、当社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。
免責金額	保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

契約概要

賠償責任保険
普通保険約款 + 各種特別約款^(注1) + 賠償責任保険追加特約（自動セット）+ 各種特約^(注2)

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は 下記にご連絡ください。	事故が発生した場合は 遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損害保険カスタマーセンター 0120-721-101 （無料） ※受付時間：平日9:00～17:00 (土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)	あんしん24受付センター 0120-985-024 （無料） ※受付時間：[平日9:00～24時間] ※IP電話からは 0276-90-8852 （有料）におかけください。 ※おかげ間違いにご注意ください。

(注1)契約内容に応じて、施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者などの特別約款がセットされます。

(注2)セットできる主な特約については「(3)セットできる主な特約」をご参照ください。

(2)補償内容

①被保険者

記名被保険者（保険申込書の記名被保険者欄に記載された方）のみが被保険者となります。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

他人の身体の障害、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用など）に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いする条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が、所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・被保険者と世帯を同じくする家族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ・被保険者の使用者人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒動に起因する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます）
- ・原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任

4X1V-2・6X1V-2(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

※上記は普通保険約款において定めたものであり、これ以外にもお支払いできない場合があります。保険金をお支払いできない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

④お支払いする保険金

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【お支払いの対象となる損害の範囲】

ア. 損害賠償金	被保険者は損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その額を差し引くものとします。
イ. 損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要な手続をとった場合に、被保険者は被保険者の負担する費用を支払うものとします。
ウ. 権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
エ. 緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要な手続をとった後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急救手、護送、診療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
オ. 協力費用	当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用
カ. 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記アからエまでについて、次の算式によつて算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。また、上記オおよびカについては、その実費全額をお支払いします。ただし、カについては、アの額が支払限度額を超える場合は、支払限度額のアの額に対する割合を乗じてお支払いします。

$$\text{保険金の額} = \text{ア. 損害賠償金} + \text{イ. 損害防止費用} - \text{ウ. 権利保全行使費用} - \text{エ. 緊急措置費用} - \text{オ. 協力費用} - \text{カ. 争訟費用}$$

(3)セットできる主な特約

セットできる主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

特約の名称	特約の概要
保険料確定特約	「保険契約締結時において把握可能な最近の会計年度(1年間)における保険料算出の基礎の実績数値」に基づき算出した保険料を、確定保険料とする特約です。
精算(直近会計年度末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「保険期間終了(1年間)における保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。
精算(直近月末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「保険期間の終了する月の前月末または当月末から過去1年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。

(4)複数のご契約があるお客様へ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。*

*複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(5)引受条件(支払限度額、保険金額、免責金額等)

お客様が実際にご契約いただく支払限度額、保険金額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」、「保険金額」、「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(6)保険期間、補償の開始・終了時期

①保険期間
保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます）は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年未満の短期契約も条件により可能です。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客様が実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時（保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に開始します。

③補償の終了時期

満期日の午後4時に終了します。

4X1V-2・6X1V-2(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料(注)は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。

(2) 保険料の払込方法

①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただけます(注1)。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください(注2)。

(○:選択できます ×:選択できません)

主な払込方法	分割払	分割払	一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○(注6)	○(注6)	○
払込票払(注5)	×	×	○

(注1)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしますので、お確かめください。

(注2)お勤め先住所の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団扱での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただけます。

(注3)保険料割増が適用されます。

(注4)一時払保険料が20万円以上の場合には選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。

(注5)保険料の額によっては利用できない場合があります。

(注6)初回保険料のみ選択できます。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌月末日まで払込みを猶予します。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

(3) 払い込みいただいた保険料の取扱い

クーリングオフをされた場合には、既に払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、代理店・扱者および当社はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金をお客さまに一切請求いたしません。

ただし、始期日以降にクーリングオフをされた場合は、始期日(注)からクーリングオフのお申までの期間に相当する保険料を払い込みいただく場合があります。

(注)始期日以降に保険料を払い込んだときは、当社が保険料を受領した日となります。

(4) クーリングオフができないご契約

次のご契約は、クーリングオフをすることができませんのでご注意ください。

①保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約がセットされている保険期間が1年以内の契約を含みます)

②営業または事業のためのご契約

③法人または社団・財団等が締結したご契約

④通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

⑤第三者の担保に供されているご契約

(5) ご連絡いただく事項

クーリングオフのお申出をされる場合は、次の必要事項をご記入のうえ、ハガキまたは封書で郵便にてご通知ください。

①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言

②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・印押、電話番号(ご連絡先)

③ご契約を申し込まれた年月日

④ご契約を申し込まれた保険の次の事項

・保険種類(賠償責任保険)

・領収証番号(保険料領収証の右上に記載の番号)または証券番号

⑤ご契約を取り扱った代理店・扱者名

⑥ご契約の取扱店名

〒150-8488

東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 お客様の声グループ 行

III. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(契約締結後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ(通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または当社まで連絡する義務(通知義務)があります。ご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと(注)がありますので、ご注意ください。

3 満期返り金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申出いただく義務(告知義務)があります。

(注)ご契約時に当社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

(2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかつた場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。ご契約に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項

①保険申込書の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容

②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等について)

注意喚起情報

保険契約者が個人の場合で、保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

(1) クーリングオフができる期間

ご契約を申し込みされた日または本書面を受領された日のいづれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフすることができます。

(2) クーリングオフのお申出方法

前記(1)クーリングオフができる期間の期間内(8日以内の消印のみ有効)に、当社(後掲のあて先参照)に必ず郵便にてご通知ください。

*1ご契約を取り扱った代理店・扱者では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

*2既に保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、クーリングオフの効力は生じず、ご契約は有効に存続するものとさせていただきます。

4X2V-2・6X2V-2(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

(注)ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生しきつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りません。

通知事項

①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合

②上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

(2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

①事業を廃止または譲渡した場合

②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合

③上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

(3) 「事業活動に伴って生ずることのある損害を補償する契約」でない契約に施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者の特別約款がセットされている場合(例えば、被保険者がマンション管理組合となる施設所有(管理)者賠償責任保険など)は、告知義務・通知義務等の取扱いが異なります(保険申込書の※印がついている項目に記載された内容が告知事項となります)。取扱いの詳細は、これらの特別約款に自動でセッタれる「保険法の適用に関する特約」をご確認ください。

2 解約と解約返り金

契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払保険料等をご請求することができます(初回保険料口座振替特約)とあわせて「保険料大口分割払特約」をセッタした契約については、原則として追加保険料が発生します)。また返還される保険料があつても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

3 無効、失効、取消について

注意喚起情報

下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。

①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

③保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消となることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡があります。

5 調査について

事故の発生の予防措置についてその状況を調査させていただくことがあります。この調査の結果、不備がある場合、当社はこれを改善することを保険契約者または被保険者にお願いすることがあります。
正当な理由がなくこの調査または改善のお願い(請求)を拒否した場合は、ご契約を解除させていただくことがありますのでご理解ください(「保険法の適用に関する特約」がセットされるご契約を除きます)。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。
この保険は、保険契約者が個人・小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金・解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、更改のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続を含みます)、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。

●法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

●再保険について

再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することができます。

詳しくは [当社ホームページをご覧になるか当社までお問合わせください。](http://www.aioinissaydowa.co.jp/)
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません(下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます)。

- ①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

5

4X3V-1・6X3V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

6 繙続契約について

- (1)著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2)当社が、普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 万一、事故が発生した場合のご注意

（1）事故の発生

- ①事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。
- ②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- ③この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

（2）他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

（3）保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2) 当社所定の損害（事故）状況報告書	
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するための報告書のほか(4)①、③、(5)①、③または(6)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	
(3) 保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本など

(4) 損害賠償責任に関する保険金請求に必要な書類

- ①損害賠償事故の発生を証明する書類
書類の例
・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類
・賃貸借契約書、マンション管理規約
・被保険者名簿(居住者名簿、従業員名簿等)
・労働者派遣契約書
・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真など

- ②損害賠償の額を証明する書類
書類の例
・示談書またはこれに代わる書類
・修理見積書、請求明細書、領収書
・購入時の領収書・保証書・仕様書
・面図(配置図、建物図面)
・当社所定の診断書、診療報酬明細書
・後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、レントゲンなどの検査資料
・死亡診断書、死体検査書
・法定外補償規定
・葬儀費明細書、領収書
・その他の支出した費用の額を示す書類
・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、決算報告書、確定申告書)
・定額としている年金額を示す資料
・政府労災からの支給額を示す資料など

- ③その他の書類
書類の例
・運転資格を証明する書類(免許証など)
・自賠責証明書および任意自動車保険の証券
・権利移転書
・先取特権に関する書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類)
・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)など

(5) 傷害（ケガ）に関する保険金請求に必要な書類

- ①事故の発生を証明する書類
書類の例
・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類
・死亡診断書または死体検査書
・医師の診断書
・後遺障害診断書など

- ②保険金支払額の算出にあたり確認する書類
書類の例
・医師の診断書
・後遺障害診断書
・領収書など

- ③その他の書類
書類の例
・運転資格を証明する書類(免許証など)
・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)など

- ④その他費用に関する保険金請求に必要な書類
書類の例
・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類
・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真など

- ⑤保険金支払額の算出にあたり確認する書類
書類の例
・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書
・交通費・宿泊費・移送費・通信費等の諸費用の明細書
・損害防止費・収益減少防止のために支出した費用を示す書類
・製造原価・仕入原価等を確認する書類(製造原価報告書、仕入伝票)
・財務諸表などの決算書類や、売上高(生産高)に関する書類
・月次試算表
・支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書)
・復旧通知書、復旧工程表など

- ⑥その他の書類
書類の例
・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)など

4X3V-1・6X3V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

6

— 9 —

(4) 保険金のお支払時期

当社はお客様より保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするため必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(5) 保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(6) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(7) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

8 保険料確定特約の内容および注意事項について

保険料を売上高(生産高)、完成工事高、年間入場者数等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)とともに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額を精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。

確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」や確定保険料方式の「包括契約特約」等をセット)された方は、次をご確認いただき、保険申込書の「保険料確定特約ご確認欄」に押印をお願いします。

*確定精算を省略する契約方式をお取扱いできないご契約もあります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(1) 保険料算出の基礎について

①保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告(記入)ください。

*ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

②保険の対象となる工事、仕事、生産物等が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告いただき、「保険料算出の基礎欄」には合計の数値をご申告(記入)ください。

(2) 確定精算を省略する方式(保険料確定特約)に関する注意事項について

- ①保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ②保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ③お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ④保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合(注)には、この特約はセットできません。
- (注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。
- ⑤ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

9 最低保険料について(確定精算方式の場合)

前記 **8 保険料確定特約の内容および注意事項について** で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料(年額)が最低保険料5,000円に達しないときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます(別に約定した場合を除きます)。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

10 集団扱のご契約について

団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が次の表に該当する契約に限ります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

対象種目	施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険			
保険契約者	(1) 集団の所属員(次のいずれかの方) ①集団に勤務する方(役員・従業員等) ③上記②に勤務する方(役員・従業員等) ⑤上記④に勤務する方(役員・従業員等) (2) 集団自身	②集団を構成する個人・法人 ④上記②を構成する個人・法人		
被保険者	被保険契約者本人(補償内容により、保険契約者以外の方も被保険者となる場合があります)			

なお、保険期間の中途中で前記の条件を満たさなくなった場合は、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たにご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

重要事項のご説明

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、介護保険・社会福祉事業者総合保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いします。
- お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご契約の保険種類ごとの特別約款・特約（以下「普通保険約款・特約」といいます）に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者はまたは当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数にわたる団体契約を含みます）は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

契約概要	保険商品の内容を ご理解いただくための項目	注意喚起情報	ご契約に際して保険契約者にとって不 利益になる事項等、特にご注意いただきたい項目
------	--------------------------	--------	---

この書面における主な用語について説明します。

被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に、当社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。
免責金額	保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み	契約概要
賠償責任保険普通保険約款 + 介護保険事業者・社会福祉施設特別約款	
+ 施設事業者特約 訪問介護事業者特約 社会福祉協議会特約(注1)	
+ 賠償責任保険追加特約(自動セット) + 各種特約(注2)	

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合

事故が発生した場合は

下記にご連絡ください。	連絡なくご契約の代理店・扱者はまたは下記にご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損害保険カスタマーセンター 0120-721-101 (無料)	あいおいニッセイ同和損害保険受付センター 0120-985-024 (無料)
*受付時間 [平日0:00~17:00] (土・日・祝日および年末年始は休業 させていただきます)	*受付時間 [365日24時間] ※IP電話からは 0276-90-8852 (有料)に おかけください。 ※おかげ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

注意喚起情報

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

[ナビダイヤル] **0570-022-808**

※受付時間 [平日9:15~17:00 (土・日・祝日および年末年始を除きます)] ※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。 ※おかげ間違いにご注意ください。※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

賠償損害	ウ. 人格権侵害	前記アのaからdまでのなかで記載されている事由に起因する次のいずれかに該当する不当行為
	・不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ・口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害	
工. 経済的損害	前記アからウまでに掲げる事故のほか、被保険者が業務を遂行にあたり、業務上相当な注意を用いなかったことにより、利用者に財産的損害を与えたこと	
	事故に起因して、事故対応費用を負担することによって被保険者が被る損害に對して、保険金をお支払いします。	
費用損害	ア. 事故対応費用	前記賠償損害のア、対人・対物事故により保険期間中に他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う見舞金（弔慰金および見舞品の購入費用を含みます）を当社の同意を得て支払ったときは、被保険者が対人見舞費用を負担することにより被る損害に対して、見舞費用保険金をお支払いします。
	イ. 対人見舞費用	前記賠償損害のア、対人・対物事故により保険期間中に他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う見舞金（弔慰金および見舞品の購入費用を含みます）を当社の同意を得て支払ったときは、被保険者が対人見舞費用を負担することにより被る損害に対して、見舞費用保険金は、特別約款または特別約款に適用されるその他の特約によりお支払いすべき保険金に充当します。

③保険金をお支払いできない主な場合

- 次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が所有または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ・被保険者の使用者が被保険者の業務に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・戦争、外国の武功行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任
- ・排水または排気(煙を含みます)に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突然的な事故によるものであります。
- ・原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ(ワラン、トリウム、ブルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません)の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関して、法令違反がなかつた場合を除きます。
- ・石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害
- ・汚染物質の排出、流出、溢出または漏出(以下「排出等」といいます)に起因する損害。ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突然的な場合を除きます。
- ・介護保険法または社会福祉法に定める所定の資格を有しない者、または業務の遂行にあたり必要な資格が法律に定めのある場合はその所定の資格を有しない者が行った業務に起因する損害賠償責任

(注1)契約内容に応じて、いずれかの特約がセットされます。

施設事業者プラン：施設事業者特約

訪問介護事業者プラン：訪問介護事業者特約

社会福祉協議会プラン：社会福祉協議会特約

(注2)セトできる主な特約については「(3)セトできる主な特約」をご参照ください。

(2)補償内容

①被保険者

記名被保険者(保険申込書の記名被保険者欄に記載された方)が被保険者となります。ただし、適用される補償の内容によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。保険金をお支払いする条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

賠償損害	ア. 対人・対物事故	次のいずれかに該当する事故 a.業務の遂行のために所有、使用もしくは管理する施設(設備を含みます)ただし、業務遂行に際し使用する器具類は除きます。以下「施設」といいます)に起因する他人の身体の障害または財物(次のイの管理財物を除きます)以下同様とします)の損壊 b.被保険者の遂行に起因する他人の身体の障害または財物(次のイの管理財物を除きます)の損壊 c.被保険者の占有を離れた財物(被保険者が業務の遂行とは無関係に製造、販売または提供した財物を除きます)に起因する他人の身体の障害または財物の損壊 d.被保険者が行った業務の終了(業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって業務の終了とします)または業務の結果に起因する他人の身体の障害または財物の損壊
	イ. 管理財物の損壊	管理財物(業務の遂行のために被保険者が使用または管理する財物または施設に所在する昇降機に積載した財物をいい、被保険者が借用する不動産を除きます)の損壊

1

RX1V-2(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

- ・業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ・保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に損害賠償請求がなされるおそれがある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)において、その事故または原因もしくは事由に起因する損害賠償責任
- ・施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ・次のいずれかに該当する物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ア. 航空機
 - イ. 自動車または原動機付自転車
 - ウ. 施設外における船、車両(原動力が専ら人力である場合を除きます)または動物
- ・施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ・昇降機の所有、使用もしくは管理について、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により法令に違反したことによって生じた損害賠償責任
- ・次の財物の損壊または使用不能(これらの財物の一部の性質または欠陥によるその他の財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます)について負担する損害賠償責任
 - ア. 生産物
 - イ. 業務の目的物
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、生産、加工、販売もしくは提供した生産物または行った業務の結果に起因する損害賠償責任
- ・被保険者が業務の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任

【次の損害】

- ・石油貨物が施設から海、河川、湖沼または運河(以下「公共水域」といいます)へ流出した場合に、水の汚染によって発生した次のいずれかの事由に起因する損害
 - ア. 他の人の財物の損壊
 - イ. 渔獲量の減少または漁獲物の品質の低下
- ・[②]保険金をお支払する主な場合 賠償損害ア. 対人・対物事故のcまたはdの事故が発生した場合または事故が発生するおそれがある場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するため行った生産物または業務の目的物の回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます)以下同様とします)に要する費用(被保険者が支出したと否とにかかわらず、損害賠償金として請求されたと否を問いません)また、その回収措置の対象に生産物または業務の目的物以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる回収措置に要する費用を含みます)およびそれらの回収措置に起因する損害

【管理財物の損壊について次の損害】

- ・保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用者または被保険者と世帯と同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害

- ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用者もしくは被保険者と世帯と同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する財物の損壊に起因する損害

【人格権侵害について次の損害】

- ・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます)に起因する損害
- ・直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ・最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その後継または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ・被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害

※上記以外にもお支払いできない場合があります。詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載しておりますので必ずご確認ください。

2

RX1V-2(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

④お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

賠償損害	ア. 対人・対物事故 【お支払いの対象となる損害の範囲】 <ul style="list-style-type: none"> a. 損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。 b. 損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 c. 権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 d. 緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、搬送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用 e. 協力費用 当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用 f. 弁護費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用もしくはその他の権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 	
	【お支払いする保険金の額】 1事故につきお支払いする保険金の額は、上記aからdまでについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。 また、上記eおよびfについては、その実費全額をお支払いします。ただし、fについては、aの額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額のaの額に対する割合を乗じて、お支払します。 $\text{保険金の額} = \text{a. 損害賠償金} + \text{b. 損害防止費用} + \text{c. 権利保全行使費用} - \text{d. 緊急措置費用} - \text{基本契約の免責金額(自己負担額)}$ <p>*保険金をお支払いた場合は「保険証券記載の支払限度額」が減額されます。</p>	

賠償損害	【お支払いする保険金の額】 施設事業者・社会福祉協議会プランの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="3">支払限度額</th></tr> <tr> <th></th><th>1型</th><th>2型</th><th>3型</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理財物の損壊</td><td>1事故・保険期間中につき (うち現金・小切手)</td><td>100万円 (10万円)</td><td>200万円 (20万円)</td><td>300万円 (30万円)</td></tr> <tr> <td>人格権侵害</td><td>1名・1事故・保険期間中につき</td><td>500万円</td><td>1,000万円</td><td>3,000万円</td></tr> <tr> <td>経済的損害</td><td>1事故につき 保険期間中につき</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>300万円</td><td>300万円</td><td>1,000万円</td></tr> </tbody> </table>		項目	支払限度額				1型	2型	3型	管理財物の損壊	1事故・保険期間中につき (うち現金・小切手)	100万円 (10万円)	200万円 (20万円)	300万円 (30万円)	人格権侵害	1名・1事故・保険期間中につき	500万円	1,000万円	3,000万円	経済的損害	1事故につき 保険期間中につき	100万円	100万円	100万円			300万円	300万円	1,000万円	訪問介護事業者プランの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="3">支払限度額</th></tr> <tr> <th></th><th>1型</th><th>2型</th><th>3型</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理財物</td><td>1事故・保険期間中につき (うち現金・小切手)</td><td>50万円 (10万円)</td><td>50万円</td></tr> <tr> <td>人格権侵害</td><td>1名につき</td><td>50万円</td><td>50万円</td></tr> <tr> <td>経済的損害</td><td>1事故につき 保険期間中につき</td><td>100万円</td><td>100万円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>300万円</td><td>300万円</td></tr> </tbody> </table>		項目	支払限度額				1型	2型	3型	管理財物	1事故・保険期間中につき (うち現金・小切手)	50万円 (10万円)	50万円	人格権侵害	1名につき	50万円	50万円	経済的損害	1事故につき 保険期間中につき	100万円	100万円			300万円	300万円
項目	支払限度額																																																							
	1型	2型	3型																																																					
管理財物の損壊	1事故・保険期間中につき (うち現金・小切手)	100万円 (10万円)	200万円 (20万円)	300万円 (30万円)																																																				
人格権侵害	1名・1事故・保険期間中につき	500万円	1,000万円	3,000万円																																																				
経済的損害	1事故につき 保険期間中につき	100万円	100万円	100万円																																																				
		300万円	300万円	1,000万円																																																				
項目	支払限度額																																																							
	1型	2型	3型																																																					
管理財物	1事故・保険期間中につき (うち現金・小切手)	50万円 (10万円)	50万円																																																					
人格権侵害	1名につき	50万円	50万円																																																					
経済的損害	1事故につき 保険期間中につき	100万円	100万円																																																					
		300万円	300万円																																																					
ア. 事故対応費用 <ul style="list-style-type: none"> a. 初期対応費用 被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・事故現場の保存費用(事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません) ・事故現場の写真撮影費用 ・事故状況調査・記録費用 ・事故原因調査費用(応急的に事故原因を調査する場合に限ります) ・事故現場片付け費用・消掃費用 ・被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費または宿泊費 ・通信費 b. お詫び広告費用 被保険者が事故の謝罪のための広告に要した費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。 c. 訴訟対応費用 被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟・調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ・外注コピーの費用 ・増設コピー機の賃借費用 ・事故再現実験費用(事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません) 																																																								

3

RX2V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

費用損害	ア. 事故対応費用 【お支払いする保険金の額】 施設事業者・社会福祉協議会プランの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="3">支払限度額</th></tr> <tr> <th></th><th>1型</th><th>2型</th><th>3型</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故対応費用 1事故・保険期間中につき (うち上記dにかかる損害)</td><td>500万円 (100万円)</td><td>500万円 (100万円)</td><td>500万円 (100万円)</td></tr> </tbody> </table>		項目	支払限度額				1型	2型	3型	事故対応費用 1事故・保険期間中につき (うち上記dにかかる損害)	500万円 (100万円)	500万円 (100万円)	500万円 (100万円)																																																																			
項目	支払限度額																																																																																
	1型	2型	3型																																																																														
事故対応費用 1事故・保険期間中につき (うち上記dにかかる損害)	500万円 (100万円)	500万円 (100万円)	500万円 (100万円)																																																																														
訪問介護事業者プランの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="3">支払限度額</th> </tr> <tr> <th></th><th>1型</th><th>2型</th><th>3型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故対応費用 1事故・保険期間中につき</td><td colspan="3">500万円</td></tr> </tbody> </table>		項目	支払限度額				1型	2型	3型	事故対応費用 1事故・保険期間中につき	500万円																																																																						
項目	支払限度額																																																																																
	1型	2型	3型																																																																														
事故対応費用 1事故・保険期間中につき	500万円																																																																																
費用損害	イ. 対人見舞費用 【お支払いする保険金の額】 施設事業者・社会福祉協議会プランの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="3">支払限度額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1型</th> <th>2型</th> <th>3型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. 死亡した場合</td> <td>5万円</td> <td>10万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>b. 後遺障害が生じた場合</td> <td colspan="3">上記の額に後遺障害等級表に掲げる割合を乗じた額</td></tr> <tr> <td>c. 入院・治療の場合</td> <td rowspan="2">入院期間 31日以上</td> <td>3万円</td> <td>5万円</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2万円</td> <td>3万円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">8日以上</td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5千円</td> <td>1万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">7日以内</td> <td>2万円</td> <td>3万円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">治療期間 (往診を含みます) 31日以上</td> <td>5千円</td> <td>1万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2万円</td> <td>3万円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">15日以上</td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5千円</td> <td>1万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">8日以上</td> <td>2万円</td> <td>3万円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">7日以内</td> <td>5千円</td> <td>1万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3千円</td> <td>5千円</td> <td>5千円</td> </tr> </tbody> </table>		項目	支払限度額				1型	2型	3型	a. 死亡した場合	5万円	10万円	10万円	b. 後遺障害が生じた場合	上記の額に後遺障害等級表に掲げる割合を乗じた額			c. 入院・治療の場合	入院期間 31日以上	3万円	5万円	5万円		2万円	3万円	3万円		8日以上	1万円	2万円	2万円		5千円	1万円	1万円		7日以内	2万円	3万円	3万円		1万円	2万円	2万円		治療期間 (往診を含みます) 31日以上	5千円	1万円	1万円		2万円	3万円	3万円		15日以上	1万円	2万円	2万円		5千円	1万円	1万円		8日以上	2万円	3万円	3万円		1万円	2万円	2万円		7日以内	5千円	1万円	1万円		3千円	5千円	5千円
項目	支払限度額																																																																																
	1型	2型	3型																																																																														
a. 死亡した場合	5万円	10万円	10万円																																																																														
b. 後遺障害が生じた場合	上記の額に後遺障害等級表に掲げる割合を乗じた額																																																																																
c. 入院・治療の場合	入院期間 31日以上	3万円	5万円	5万円																																																																													
		2万円	3万円	3万円																																																																													
	8日以上	1万円	2万円	2万円																																																																													
		5千円	1万円	1万円																																																																													
	7日以内	2万円	3万円	3万円																																																																													
		1万円	2万円	2万円																																																																													
	治療期間 (往診を含みます) 31日以上	5千円	1万円	1万円																																																																													
		2万円	3万円	3万円																																																																													
	15日以上	1万円	2万円	2万円																																																																													
		5千円	1万円	1万円																																																																													
	8日以上	2万円	3万円	3万円																																																																													
		1万円	2万円	2万円																																																																													
	7日以内	5千円	1万円	1万円																																																																													
		3千円	5千円	5千円																																																																													
施設事業者プランのみ <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者傷害見舞金補償特約(滞在型・通所型) 																																																																																	

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・借用自動車車両補償特約 ・使用車賠償責任補償特約 ・受託物賠償責任補償特約 ・借用自動車補償特約 ・個人情報漏えい賠償責任補償特約 ・業務中傷害補償特約 ・自動車搭乗中傷害補償特約 ・財産補償特約 ・身元借用特約 ・感染症見舞金補償費用補償特約 ・等級グラン補償費用補償特約 	
	施設事業者プランのみ <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者傷害見舞金補償特約(滞在型・通所型) 	

(4) 複数のご契約があるお客様へ(補償が重複する可能性のある特約のご注意) (注意喚起情報)

他の保険契約等(異なる保険種類の契約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したときは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

4

RX2V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

(5)引受条件(支払限度額、免責金額等)

お客様が実際にご契約いただく支払限度額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」、「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合せください。

(6)保険期間、補償の開始・終了時期

①保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます)は1年間です。

②補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始します。

③補償の終了時期

満期日の午後4時に終了します。

契約概要

契約概要 注意喚起情報

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料(注1)は、ご契約タイプ、保険料算出の基礎数値(定員数、売上高等)等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合せください。お客様が実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注1)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。

(2)保険料の払込方法

契約概要 注意喚起情報

①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただけます(注1)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合せください(注2)。

(○：選択できます ×：選択できません)

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○(注6)	○(注6)	○
払込票払(注5)	×	×	○

(注1)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとされていますので、お確かめください。

(注2)お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団級での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただけます。

(注3)保険料割増が適用されます。

(注4)一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。

(注5)保険料の額によっては利用できない場合があります。

(注6)初回保険料のみ選択できます。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料を払い込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌月末日まで払込みを猶予します。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返り金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

注意喚起情報

(1)保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

(注)ご契約時に当社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

(2)ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかつた場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。ご契約に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項

- ①保険申込書の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容
②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等について)

注意喚起情報

この保険は、ご契約申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

5

RX3V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

III. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(契約締結後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

(1)保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ(通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または当社まで連絡する義務(通知義務)があります。ご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと(注)がありますので、ご注意ください。

(注)ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生しつつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

通知事項

- ①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
②保険期間中に損害賠償請求がなされるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合
③上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

(2)「自動車搭乗中傷害補償特約」をセットしている場合で、次の通知事項が発生したときは、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

通知事項

- 特定自動車の乗車定員数が増えた場合

(3)その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ①事業を廃止または譲渡した場合
②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
③法定外補償規定を変更した場合
④上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2 解約と解約返れい金

契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によつては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することができます(「初回保険料口座振替特約」とあわせて「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します)。また返還される保険料があつても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少い金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合せください。

3 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときには、その被保険者は、保険契約者に対し業務中傷害補償特約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、当社に対する通知をもって、ご契約の解約を請求しなければなりません。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

①業務中傷害補償特約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

②次に該当する行為のいづれかがあった場合

- ・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、当社に業務中傷害補償特約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガをさせ、または生じさせようとした場合
・保険金を受け取るべき方が、業務中傷害補償特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、前記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、傷害補償条項の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、業務中傷害補償特約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があつた場合

※1 ①に該当する場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、業務中傷害補償特約の解約を求めることができます。その際は、ご本人であることを証明していただく資料等をご提出いただきます。

※2 解約は、その被保険者に係る部分に限ります。

4 無効、失効、取消について

注意喚起情報

下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。

①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合せください。

③保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消となることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

6

RX3V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

5 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1ヶ月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡があります。

6 調査について

事故の発生の予防措置についてその状況を調査させていただくことがあります。この調査の結果、不備がある場合、当社はこれを改善することを保険契約者または被保険者にお願いします。

正当な理由がなくこの調査または改善のお願い(請求)を拒否した場合は、ご契約を解除させていただくことがありますのでご理解ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人・小規模法人(被継時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金・解約返り金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、更改のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続を含みます)、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。

●法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

●再保険について

再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することができます。

詳しくは [当社ホームページをご覧になるか当社までお問合わせください。
http://www.aioinissaydowa.co.jp/](http://www.aioinissaydowa.co.jp/)

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません(下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます)。

- ①保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故を発生させた場合
- ②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ④複数の保険契約に加入されることで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合

7

RX4V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

6 繰続契約について

- (1)著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2)当社が、普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 万一、事故が発生した場合のご注意

（1）事故の発生

- ①事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。
- ②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- ③この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

（2）他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

（3）保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）
(2) 当社所定の損害（事故）状況報告書

事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するためにこの報告書のほか(4)(1)、(3)、(5)(1)、(3)、(6)(1)、(3)、(7)(1)、(3)または(8)(1)、(3)に掲げる書類もご提出いただく場合があります。

(3) 保険金請求権をもつことの確認資料

書類の例 委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本など

(4) 損害賠償責任に関する保険金請求に必要な書類

①損害賠償事故の発生を証明する書類

書類の例 公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類・賃貸借契約書・被保険者名簿(入所者名簿、構成員名簿、従業員名簿、ボランティア登録者名簿等)・業務中・法人の管理下の活動中の事故であることを証明する証明書・契約書、請負書・預かり伝票など受託物であることの確認資料・販売壳、レンタル先等を示す台帳等・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真・法令等で記録・保管等が義務付けられている帳簿等の書類など

②損害賠償の額を証明する書類

書類の例 示談書またはこれに代わる書類・修理見積書・請求明細書・領収書・損害賠償内容申告書・購入時の領収書・保証書・仕様書・図面(配置図、建物図面)・仕入売上伝票・当社所定の診断書・診療報酬明細書・後遺障害診断書・施術証明書兼施術明細書・レントゲンなどの検査資料・死亡診断書・死体検査書・葬儀費明細書・領収書・交通費・諸費用の明細書・その他の支出した費用の額を示す書類・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、決算報告書、確定申告書)・受領している年金額を示す資料・政府労災からの支給額を示す資料など

③その他の書類

書類の例 運転資格を証明する書類(免許証など)・自賠責証明書および任意自動車保険の証券・権利移転書・先取特権に關わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類)・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)など

(5) 傷害（ケガ）に関する保険金請求に必要な書類

①事故の発生を証明する書類

書類の例 公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類・業務中・法人の管理下の活動中の事故であることを証明する証明書・死亡診断書または死体検査書・医師の診断書・後遺障害診断書など

②保険金支払額の算出にあたり確認する書類

書類の例 医師の診断書・後遺障害診断書・領収書・受領など

③その他の書類

書類の例 運転資格を証明する書類(免許証など)・調査同意書(当社がケガの状況などの調査を行うために必要な同意書)など

8

RX4V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

(6) 動産・不動産の損害に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
①事故の発生を証明する書類	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真など
②保険金支払額の算出にあたり確認する書類	・修理見積書、請求明細書、領収書、損害明細書　・損害内容申告書 ・被害品の価格証明書(購入時の領収書・保証書・仕様書) ・図面(配置図、建物図面) ・復旧通知書、復旧工程表　・賃貸借契約書　・損害防止に支出した費用を示す書類 ・支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書)など
③その他の書類	
書類の例	・権利移転書 ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)など
(7) 不誠実行為による損害に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類の例	・所轄警察署の発行する証明書(告訴証明書、盜難届出証明書、被害届出証明書) またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真など
②保険金支払額の算出にあたり確認する書類	・請求金額の計算書　・損害内容申告書 ・現金出納帳、資金台帳、資産台帳、入出金伝票、入出庫伝票、在庫棚卸帳 ・領収書、仮領收書、支払証明、支払伝票、出庫伝票　・被害品の価格を証明する書類など
③その他の書類	
書類の例	・被保険人の雇用関係または雇用関係に準ずる関係を証明する書類 ・精算書(被保険人に支払うべき債務がある場合) ・示説書(既に被保険人と示説している場合)　・権利移転書 ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)など
(8) その他費用に関する保険金請求に必要な書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・業務中・法人の管理下の活動中の事故であることを証明する証明書 ・事故原因・発生場所・損害状況の見解書、写真など
②保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類の例	・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書　・受領書　・法定外補償規定 ・交通費・宿泊費・移送費・通信費等の諸費用の明細書 ・損害防止費用・収益減少防止のために支出した費用を示す書類 ・財務諸表などの決算書類に関する書類　・月次試算表 ・支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書)　・復旧通知書、復旧工程表 ・運転資格を証明する書類(免許証など) ・自動車検査証等、自動車その他の物の所有者・使用者を示す書類など
③その他の書類	
書類の例	・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)など

(4) 保険金のお支払時期

当社はお客様より保険金請求書類をご提出していただきからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(5) 保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。

詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(6) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(7) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

8 保険料確定特約の内容および注意事項について

保険料を年間の売上高、延べ活動人数等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額を精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。

確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」をセット)された方は、次をご確認いただき、保険申込書の「保険料確定特約ご確認欄」に印押をお願いします。

(1) 保険料算出の基礎について

①保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告(記入)ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

②保険の対象となる業務等が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告いただき、「保険料算出の基礎欄」には合計の数値をご申告(記入)ください。

9

RX5V-0(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

(2) 確定精算を省略する方式(保険料確定特約)に関する注意事項について

- ①保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ②保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ③お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ④保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合(注)には、この特約はセットできません。
 - (注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。
- ⑤ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

9 最低保険料について(確定精算方式の場合)

前記「8 保険料確定特約の内容および注意事項について」で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料(年額)が最低保険料5,000円に達しないときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます(別に約定した場合を除きます)。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

10 集団扱い契約について

団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が次の表に該当する契約に限ります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

保険契約者	(1)集団の所属員(次のいずれかの方) ①集団に勤務する方(役員・従業員等)　②集団を構成する個人・法人 ③上記②に勤務する方(役員・従業員等)　④上記②を構成する個人・法人 ⑤上記④に勤務する方(役員・従業員等) (2)集団自身
被保険者	保険契約者本人(補償内容により、保険契約者以外の方も被保険者となる場合があります)

なお、保険期間の中途で前記の条件を満たさなくなった場合は、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たにご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

10

RX5V-0(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

重要事項のご説明

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、約定履行費用保険（補償制度費用保険・顧客サービス費用保険等）に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いします。
- お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数にわたる団体契約を含みます）は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただきための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利になる事項等、特にご注意いただきたい事項

▼この書面における主な用語について説明します。

被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	当社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。
免責金額	保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

- ①この保険は、被保険者が、偶然な事由が生じた場合に、一定の金銭等の債務を履行または免除する旨の約定を第三者との間であらかじめ行っている場合において、その約

契約概要

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損害保険カスタマーセンター
0120-721-101 (無料)

※受付時間 [平日9:00～17:00]
(土・日・祝日および年末年始は休業
させていただきます)

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター
0120-985-024 (無料)

※受付時間 [365日24時間]
※IP電話から**0276-90-8852** (有料)に
おかけください。
※おかげ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解

了の支援を行っています。

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

[ナビダイヤル] (全国共通・通話料有料) **0570-022-808**

※受付時間 [平日9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] ※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは**03-4332-5241**におかけてください。※おかげ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

(4)複数のご契約があるお客様へ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）

注意喚起情報

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や支払限度額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約の中にセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(5)支払限度額等

契約概要

お客様が実際にご契約いただく支払限度額・免責金額・縮小支払割合につきましては、保険申込書の「支払限度額」、「免責金額」、「縮小支払割合」欄にてご確認ください。

(6)保険期間・補償の開始・終了時期

契約概要 **注意喚起情報**

①保険期間

保険期間は原則1年間です。ただし、保険契約の形態によって1年超の長期契約や1年末満の短期契約も条件により可能です。代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客様が実際にご契約いただく保険期間（保険責任の始まる日から終了するまでの期間をいいます）につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時（保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に開始します。

③補償の終了時期

満期日の午後4時に終了します。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

契約概要

(1)保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料(注)は、支払限度額、保険期間、免責金額、縮小支払割合等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客様が実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(2)保険料の払込方法

契約概要 **注意喚起情報**

①保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払(注1)と、複数回に分けて払い込む一般分割払(注2)および大口分割払(注3)があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注1) ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

(注2) 補償制度費用保険のみ選択でき、口座振替12回払のみとなります。また、保険料割増が適用されます。

(注3) 一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

分割払で払い込む場合、分割保険料は払込期日までに払い込んでいただけます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌月末日まで払込みを猶予します。

3 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務（ご契約時にお申出いただく事項）

注意喚起情報

(1)保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申出いただく義務（告知義務）があります。

(注) ご契約時に当社にご提出していただき書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

(2)記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いだかなかつた場合や、お申し出いだいたい事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります（(2)のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります）。ご契約に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項

①保険申込書の※印がついている項目（下記②を除く）に記載された内容

②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ（ご契約の申込みの撤回等について）

注意喚起情報

この保険は、ご契約申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

III. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等（契約締結後にご連絡いただく事項）

注意喚起情報

(1)保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ（通知事項の発生が保険契約または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）代理店・扱者または当社まで連絡する義務（通知義務）があります。ご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります（(2)のみに該当するので、ご注意ください）。

(注)ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

通知事項

- ①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ②上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

(2)その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ①保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ②上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2 解約と解約返り金

契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります。また返還される保険料があつても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少い金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

3 無効、失効、取消について

注意喚起情報

下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。

- ①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的もって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
- ②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- ③保険契約者は被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

5 調査について

ご契約に関して必要な調査させていただくことがあります。正当な理由がなくこの調査を拒否した場合は、ご契約を解除させていただくことがありますのでご理解ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

●再保険について

再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することができます。

詳しくは 当社ホームページをご覗くか当社までお問合わせください。
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合を除きます）。

- ①保険契約または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ②保険契約または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

6 継続契約について

- (1)著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2)当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 万一、事故が発生した場合のご注意

(1)事故の発生

- ①事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

- ②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

(2)他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3)保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者には、下表のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金・解約返り金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、更改のご案内、保険制度の健全な運営（再保険契約に伴う諸手続を含みます）、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。

●法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することができます。

●契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

2015年11月承認 160101 GN15C011106 V01-701

(1) 当社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）

(2) 当社所定の損害（事故）状況報告書

事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するためにこの報告書のほか④①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。

(3) 保険金請求権をもつことの確認資料

書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本など
------	--

(4) 損害（費用）の保険金請求に必要な書類

①損害（費用）の発生を証明する書類

書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・被保険者と第三者との約定を証明する書類（災害見舞金規定（写）、サービス約款（写） ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 ・死亡診断書または死体検査書　・医師の診断書　・後遺障害診断書 など
------	---

②損害（費用）の額を証明する書類

書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書、損害明細書 ・損害内容申告書 ・諸費用（交通費、宿泊費、移送費、通信費等）の明細書 ・災害見舞金規定（写）、サービス約款（写） ・死亡診断書または死体検査書　・医師の診断書　・後遺障害診断書 ・支出した費用の額を示す書類（領収書、請求書） など
------	---

④その他の書類

書類の例	・権利移転書 ・調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） ・従業員や構成員の名簿（写）、参加者や顧客の名簿（写） など
------	--

(4) 保険金のお支払時期

当社はお客様より保険金請求書類をご提出していただきからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするに必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(5) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

8 保険料確定特約の内容および注意事項について

補償制度費用保険においては、保険料が年間の見込みの従業員等の数、賃金総額等（以下「保険料算出の基礎数値」といいます）により定められている契約につきましては、年間の保険料算出の基礎数値をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額を精算（確定精算）いただく契約方式（以下「確定精算方式」といいます）と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。

確定精算を省略する方式を選択（「補償制度費用保険特約（確定精算不要用）」をセット）された方は、次をご確認いただき、保険申込書の「保険料確定特約ご確認欄」に押印をお願いします。

※確定精算を省略する契約方式をお取扱いできないご契約もあります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

（1）保険料算出の基礎について

①保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告（記入）ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

②保険の対象となる保険料算出の基礎数値が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告いただき、「保険料算出の基礎欄」には合計の数値をご申告（記入）ください。

（2）確定精算を省略する方式（保険料確定特約）に関する注意事項について

①保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

②保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

③お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

④保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合（注）には、この特約はセットできません。

（注）企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合）、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。

⑤ご契約が保険期間中に解除・解約された場合（中途更改を含みます）には、確定精算は行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い、保険料を返還・請求いたします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

9 最低保険料について（確定精算方式の場合）

前記「8. 保険料確定特約の内容および注意事項について」で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料（年額）が最低保険料に達しないときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます（別に約定した場合を除きます）。1 保険契約の最低保険料は、別に約定した場合を除き5,000円となります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

重要事項のご説明

平成28年4月

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、包括職業賠償責任保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申みくださいますようお願いします。
- お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款および特約（以下「普通保険約款・特約」といいます）に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数にわたる場合は契約を含みます）は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面における主な用語について説明します。

被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	被保険者が損害を被る場合に、当社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。損害賠償金だけではなく、争訟費用を含めたすべての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。
免責金額	保険金としてお支払いする一連の損害賠償請求ごとの損害から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

契約概要

- 包括職業賠償責任
保険普通保険約款
- 各種特約 セットできる主な特約については「(3)セットできる主な特約」をご参照ください。

(2)補償内容

①被保険者

記名被保険者（保険申込書の記名被保険者欄に記載された方）のみが被保険者となります。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

被保険者が保険証券記載の業務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して、保険期間中に被保険者に対して日本国内において損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（損害賠償金や争訟費用など）に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- (1)直接であると間接であるとを問わず、被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害、なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、それらの事由または行為があつたとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、この規定は適用されます。
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償請求
 - ②地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求
 - ③核物質の危険性またはあらゆる形態の汚染物質による汚染に起因する損害賠償請求
 - ④次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求
 - ア. 汚染物質の排出、流出、溢出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態
 - イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無害化または中和化の指示または要請
- (2)被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害、なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に、この規定が適用されます。
 - ①被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為（過失犯を除きます）に起因する損害賠償請求
 - ②その行為が法令に違反することを被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）行つた行為に起因する損害賠償請求

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

事故が発生した場合は

下記にご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損害保険カスタマーセンター 0120-721-101 （無料）
*受付時間：平日09:00～17:00 (土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)
あんしん24受付センター 0120-985-024 （無料）

連絡なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

※受付時間 [365日24時間]
※IP電話からは**0276-90-8852**（有料）におかけください。
※おかげ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

[ナビダイヤル] **0570-022-808**

（全国共通・通話料有料）

※受付時間 [平日9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] ※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。 ※おかげ間違いにご注意ください。※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

- ③その行為が他人に損失を与えることを被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）行つた行為に起因する損害賠償請求
- ④業務の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑤業務の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑥被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行に起因する損害賠償請求
- ⑦被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ⑧被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式・社債等の売買等を行つたことに起因する損害賠償請求
- ⑨被保険者が得たまたは請求した報酬についての損害賠償請求
- ⑩被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害、なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があつたとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。
 - ①身体の障害または精神的苦痛に起因する損害賠償請求
 - ②名譽毀損または秘密漏えいに起因する損害賠償請求
 - ③財物の滅失、損傷、汚損、失主または盗難（これに起因する財物の使用不能損害を含みます）に起因する損害賠償請求
 - ④特許権、実用新案権、商標権（サービスマークを含みます）、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号権または著作権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
 - ⑤漁業権、漁業権（人漁権を含みます）、水利権、商業権等の無体財産権の侵害に起因する損害賠償請求
 - ⑥他の被保険者からなされた損害賠償請求
 - ⑦被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求
 - ⑧自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償請求
- ⑪被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害、なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があつたとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。
 - ①初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ②初年度契約の保険期間の開始日より前に被保険者（他の被保険者を含みます）に対して提起された訴訟およびこれらとの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求
 - ③この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ④この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求

④お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【お支払いの対象となる損害の範囲】

ア. 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
イ. 爭訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等）を以て費用（記名被保険者または記名被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を除きます）で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをお支払いします。

【お支払いする保険金の額】

特約に別の規定がある場合を除き、損害の額の合計が、一連の損害賠償請求につき保険証券記載の免責金額を超える場合に限り、その超過額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額を、保険金としてお支払いします。ただし、すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額の合計で保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(3)セットできる主な特約

契約概要

セットできる主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

特約の名称	特約の概要
保険料確定特約 (包括職業賠償金)	「保険契約締結時において把握可能な最近の会計年度（1年間）における保険料算出の基礎（実績数値）に基づき算出した保険料を、確定保険料とする特約です。

(4)複数のご契約あるお客様へ（補償が重複する可能性のある特約のご注意） 注意喚起情報

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。*

*複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(5)引受条件(支払限度額・免責金額等)

契約概要

お客様が実際にご契約いただく支払限度額・免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」、「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(6)保険期間・補償の開始・終了時期

契約概要 注意喚起情報

①保険期間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます）は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年末満の短期契約も条件により可能です。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時（保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に開始します。

③補償の終了時期

満期日の午後4時に終了します。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料(注)は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。

(2) 保険料の払込方法

①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただけます(注1)。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください(注2)。

(○: 選択できます ×: 選択できません)

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○(注6)	○(注6)	○
払込票払(注5)	×	×	○

(注1)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

(注2)団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただきます。

(注3)保険料割増が適用されます。

(注4)一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。

(注5)保険料の額によっては利用できない場合があります。

(注6)初回保険料のみ選択できます。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌月末日まで払込みを猶予します。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申出いただぐ義務(告知義務)があります。

(注)ご契約時に当社にご提出していただぐ書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

(2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかつた場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。ご契約に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項

①保険申込書の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容

②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等について)

注意喚起情報

この保険は、ご契約申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

III. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(契約締結後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ(通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または当社まで連絡する義務(通知義務)があります。ご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできること(注)がありますので、ご注意ください。

(注)ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生しつつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

3

(160101)(2015年11月承認)GN15C011179(V01-715)

通知事項

- ①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ②上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

(2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ①事業を廃止または譲渡した場合
- ②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ③上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

5 調査について

事故の発生の予防措置についてその状況を調査させていただくことがあります。この調査の結果、不備がある場合、当社はこれを改善することを保険契約者または被保険者にお願いすることがあります。

正当な理由がなくこの調査または改善のお願い(請求)を拒否した場合は、ご契約を解除させていただくことがありますのでご理解ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金・解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

2 解約と解約返れい金

契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することができます(「初回保険料口座振替特約」とあわせて「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します)。また返還される保険料があつても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

3 無効、失効、取消について

注意喚起情報

下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。

- ①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
- ②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- ③保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消となることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

4

(160101)(2015年11月承認)GN15C011179(V01-715)

4 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、更改のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続を含みます)、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(代理店を含みます)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは 当社ホームページをご覧になるか当社までお問合せください。

<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません(下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます)。

- ①保険契約者は被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ②保険契約者は被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

6 繰続契約について

(1)著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

(2)当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 万一、事故が発生した場合のご注意

(1)事故の発生

①事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

③この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

(2)他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3)保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)

(2) 当社所定の損害(事故)状況報告書

当社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注)
(注)損害賠償が請求されたまたは損害賠償の請求がなされるおそれを最初に知ったときの状況・日時・場所、申し立てられている行為、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。

書類の例
当社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、保険金をお支払いできない事由の該当性を確認する書類など

5

(160101)(2015年11月承認)GN15C011179(V01-715)

(3) 保険金請求権をもつことの確認資料

書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本など
------	--

(4) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類

①損害額および損害賠償請求権者を確認する書類

書類の例	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書、請求書・領収書・受領書、調査に関する同意書、全部(個人)事項証明書など
------	--

②損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類

書類の例	示談書、判決書、当社所定の念書および損害賠償金の支払いを証する書類など
------	-------------------------------------

(5) 被保険者が負担した費用の額を示す書類

書類の例	支出された訴訟対応等の費用が確認できる書類・明細書など
------	-----------------------------

(6) その他必要に応じて当社が求める書類

①当社が損害または事故の調査を行うために必要な書類

書類の例	調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)など
------	------------------------------------

②他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類

書類の例	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書など
------	----------------------------------

③保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類

書類の例	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書、法人代表者資格証明書など
------	---------------------------------------

(4) 保険金のお支払時期

当社はお客様より保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(5) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(6) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

8 保険料確定特約の内容および注意事項について

保険料を、売上高等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)により定める契約については、年間の見込みの保険料算出の基礎数値をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額をご精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。

確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」をセットされた方は、次をご確認いただき、保険申込書の「保険料確定特約ご確認欄」に印押をお願いします)。

※確定精算を省略する契約方式をお取扱いできないご契約もあります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(1) 保険料算出の基礎について

保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告(記入)ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

(2) 確定精算を省略する方式(保険料確定特約)に関する注意事項について

①保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

②保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

③お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

④保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合(注)には、この特約はセットできません。

(注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。

⑤ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

9 最低保険料について(確定精算方式の場合)

前記 **8 保険料確定特約の内容および注意事項について** で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料(年額)が最低保険料5,000円に達しないときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます(別に約定した場合を除きます)。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

6

(160101)(2015年11月承認)GN15C011179(V01-715)

Memo

